

第 8 9 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 号 平成 3 0 年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 2 号 平成 3 0 年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 3 号 平成 3 0 年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 4 号 平成 3 0 年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第 5 号 専決処分の報告の件（支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について）
- 報告第 6 号 平成 3 0 年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第 5 3 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 3 0 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号））
- 第 5 4 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 5 5 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 5 6 号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 7 号議案 神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例並びに神河町企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 8 号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 9 号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 0 号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約の件
- 第 6 1 号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 2 号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 3 号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 4 号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 5 号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 6 号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 7 号議案 神河町本庁舎空調設備等更新工事請負契約の件
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

神河町告示第98号

第89回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月5日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和元年6月14日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

廣 納 良 幸

三 谷 克 巳

澤 田 俊 一

小 寺 俊 輔

吉 岡 嘉 宏

小 島 義 次

藤 森 正 晴

藤 原 裕 和

栗 原 廣 哉

藤 原 日 順

安 部 重 助

○応招しなかった議員

松 山 陽 子

令和元年 第89回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和元年6月14日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和元年6月14日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第53号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成30年度神河町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 報告第1号 平成30年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第2号 平成30年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第3号 平成30年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第8 報告第4号 平成30年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告の件（支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について）
- 日程第10 報告第6号 平成30年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第11 第54号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第12 第55号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第14 第56号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第57号議案 神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例並びに神河町企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第58号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第59号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第60号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約の件
- 日程第19 第61号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第1号）

- 日程第20 第62号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 第63号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第64号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第65号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 第66号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第53号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成30年度神河町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 報告第1号 平成30年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第2号 平成30年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第3号 平成30年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第8 報告第4号 平成30年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告の件（支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について）
- 日程第10 報告第6号 平成30年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第11 第54号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第12 第55号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第14 第56号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第57号議案 神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例並びに神河町企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第58号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第59号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第18 第60号議案 神河町貸工場用地造成工事請負契約の件
 日程第19 第61号議案 令和元年度神河町一般会計補正予算（第1号）
 日程第20 第62号議案 令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第21 第63号議案 令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第22 第64号議案 令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第23 第65号議案 令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
 日程第24 第66号議案 令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（11名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 廣 納 良 幸 | 8番 藤 森 正 晴 |
| 2番 三 谷 克 巳 | 9番 藤 原 裕 和 |
| 3番 澤 田 俊 一 | 10番 栗 原 廣 哉 |
| 4番 小 寺 俊 輔 | 11番 藤 原 日 順 |
| 5番 吉 岡 嘉 宏 | 12番 安 部 重 助 |
| 6番 小 島 義 次 | |

欠席議員（1名）

- 7番 松 山 陽 子

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 町長 山 名 宗 悟 | ひと・まち・みらい課参事兼アグリノバージョン特命参事 |
| 副町長 前 田 義 人 | 真 弓 憲 吾 |
| 教育長 入 江 多喜夫 | 建設課長 野 崎 直 規 |
| 総務課長 日 和 哲 朗 | 地籍課長 藤 田 晋 作 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | 上下水道課長 真 弓 俊 英 |
| 児 島 修 二 | 健康福祉課長 桐 月 俊 彦 |
| 総務課参事兼情報発信特命参事 | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 |
| 岡 部 成 幸 | 保 西 瞳 |
| 税務課長兼滞納整理特命参事 | 会計管理者兼会計課長 |
| 和 田 正 治 | 山 本 哲 也 |

住民生活課長	……………	高 木 浩	病院事務長	……………	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事			病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事		
	……………	平 岡 民 雄		……………	藤 原 広 行
地域振興課長	……………	多 田 守	教育課長兼給食センター所長		
地域振興課参事兼商工観光特命参事				……………	藤 原 美 樹
	……………	小 林 英 和			
ひと・まち・みらい課長					
	……………	藤 原 登志幸			

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨空にかかわりませず雨の少ない日々が続いております。作物にとっても適量の降雨が望まれるところであります。しかしながら、情報を見ますと大きな雨も近々また降るような情報も出ておりますので、十分気をつけていただきたいというふうに思います。

本日ここに第89回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

4月の人事異動により新しく議場に入られた方には、議会对応をよろしく願いいたします。

戦争がなかった平成の30年間でしたが、阪神・淡路大震災、東日本大震災等災害で多くのとうとい命が奪われましたことは私たちにとって忘れることのできない深い悲しみであり、痛恨のきわみであります。災害から学んだ大切な教訓をこれからの災害対策に十分生かさなければなりません。

5月1日には、清く穏やかな時代になるよう願いが込められた令和元年を迎えました。平和で全ての国民が幸せに暮らせる世の中を一番に願うところであります。

さて、今次定例会に町長から提出されます案件は、後ほど議会運営委員長から報告がありますが、報告、諮問、条例の一部改正、契約、補正予算等計21件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

第89回神河町議会定例会の開会に当たりまして、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

新元号令和がスタートしてから一月半がたとうとしています。国においては、金融庁金融審議会による95歳まで生きるには夫婦で2,000万円の蓄えが必要と試算した報告書が今国会で多くの批判を受け、結果として報告書が撤回されるという状況となりました。しかし、老後の生活に大きな不安を与える状況となっております。

少子高齢化並びに75歳以上の後期高齢者がピークになる2040年問題が叫ばれる中、公的年金を含む社会保障制度改革はやり遂げなければならない政策であり、いずれにしても安心して住み続けられる制度改革を切望するものでございます。

さて、ことしの近畿地方の梅雨入りは少しおくらせているようでございまして、また例年のないこの時期の水不足により、神河町内山間部では一部田植えができなかった地域も発生しているところでございます。さらに、生野ダムにおいても節水体制に入ったところでもございます。

一方、比較的晴天に恵まれましたことしは、各観光施設への人の入り込みは順調に伸びているところでございます。そのような中、6月8日の中村区ほたるまつりはことしも多くの人でにぎわい、あす15日は少し天気が心配でございしますが、犬見川ほたるまつりが開催されます。同じく子供会球技大会、22日はこっとう亭ほたる祭り、そして29日は新田ふるさと村ほたる&夏祭り、さらに7月7日は第2回神河ヒルクライムなど盛りだくさんのスケジュールになっております。いずれも天候に恵まれ、盛大に開催できますことを期待するところでございます。

また、5月13日より10回目となります集落別懇談会を回らせていただいておりますが、来週火曜日より大河内エリアに入ってまいります。ことしは「交流から関係そして定住」のキャッチフレーズのもと、神河町の3つの最重要施策、神河町地域創生事業、公立神崎総合病院北館改築事業、そして集落要望事業を中心にあわせて第2次神河町長期総合計画、そのキャッチフレーズであります「大好き！私たちの町かみかわ」のPRを含めて報告、説明をさせていただきながら、町民の皆様からの直接御意見、御提言をいただき、各種政策のスピードアップから町の活性化につなげていきたいと考えております。

さて、本日は第89回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会には、報告6件、人事案件1件、令和元年度一般会計補正予算など計21件を提案させていただきます。議員の皆様にはよろしく御審議を賜り、御承認くださいますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時06分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第89回神河町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせをいたします。

教育課の高橋社会教育特命参事が他の公務のため欠席をされております。また、松山陽子議員から、体調不良のため本定例会を欠席する旨の連絡を受けておりますので御了承を願います。

それでは日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。

2番、三谷克巳議員、3番、澤田俊一議員、以上2名を指名します。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について委員長から報告を受けます。

廣納良幸議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（廣納 良幸君） おはようございます。

去る6月10日に議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月26日までの13日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件3件、報告6件、諮問1件、条例の一部改正4件、工事請負契約1件、補正予算6件、計21件となっております。

なお、追加提出議案として最終日に工事請負契約の件が1件提出される予定となっております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第1号から報告第6号については了承、諮問第2号、第53号議案から第60号議案につきましては表決をお願いすることとしております。第61号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し審査をお願いすることとしております。第62号議案から第66号議案の各特別会計、企業会計補正予算については最終日採決としております。一般質問につきましては、事前に通告のとおり通告締め切りを6月5日の午後3時とし、通告がありました4名の議員より本会議第2日目の20日に行います。26日の最終日には、委員会に付託いたしました議案の審査報告を受け表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情4件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

以上で今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いをしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

- 議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告は終わりました。
それでは日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

- 議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月26日までの13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月26日までの13日間と決定しました。

日程第3 諸報告

- 議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

まず、監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

三谷克巳総務文教常任委員長。

- 総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、閉会中におきますところの総務文教常任委員会の調査活動の報告をいたします。

委員会を5月21日に開催し所管の事務調査を行いましたので、その内容について報告をいたします。

まず最初に総務課ですが、ケーブルテレビの超高速ブロードバンド基盤整備事業は光ファイバーの敷設、またクロージャーの設置は3月で終了しています。BS受信点の更新も行っていますので、テレビの4K・8K放送にも対応しています。また、局舎内の通信機器の更新も行いましたので、10ギガビットまでの対応ができるとのことでございます。

インターネットサービスは民間の株式会社サルードに移行しましたので、利用契約の更新手続が必要になりますのでこれまで3回文書で手続の案内をしていますが、まだ90件ほど手続が済んでいないとのこと。このことに関しまして、契約更新をしなければインターネットが利用できないとかスピードが遅いとかの不都合があるのかとの質疑がございまして、この件につきましてはサービスは継続できるが契約しないと引き落としができないので、返事のない方はどこかの段階で一旦インターネットをとめさせて

いただくようにしようと思っっているとの答弁でございました。

次に、ケーブルテレビの夜間の電話受け付けですが、粟賀の局舎に電話をすると栃木県にありますコールセンターにつながりそこが対応します。また、土曜日、日曜日の昼間は局舎に職員1名が駐在して対応しています。

次に、30年度のふるさとづくり応援寄附金、ふるさと納税の実績額は1,219件、1,973万2,000円となっています。

次に、カーボンマネジメント事業ですが、この事業で実施する本庁舎空調設備等更新工事は事後審査型条件つき一般競争入札で請負業者を決定する計画で、5月21日に入札公告を行い、6月24日に入札執行をする予定でございます。

この件につきまして、カーボンマネジメント事業は交付決定がなければ契約ができないかとの質疑がございまして、契約は交付決定日以後との答弁でございました。

次に、測量業務、土木関係のコンサルタント業務の入札でございしますが、31年4月から最低制限価格を導入して執行いたしております。

次に、自治体クラウドの共同化で住民情報システムの機器などを三木市と共同利用する協定を締結をしています。このことによりまして、月9万9,780円の費用が低減できるとのことです。

次に公会計整備ですが、総務省の統一的な基準による財務書類を作成することとされており、29年度分の財務書類が3月に作成され配付を受けております。書類の内容は貸借対照表、コスト計算書、純資産変動計算書それから資金収支計算書、分析指標となっており、内容が膨大で多岐にわたるため委員会では若干の説明を受けましたが、全員協議会で改めて説明を受けることを議長にお願いをいたしたところでございます。

次に、4月から宿日直制度が変わり宿直はシルバー人材の2人体制、日直はシルバー人材1名と再任用等職員1名で始めておりますが、特にふぐあいとか問題はなかったかとの質疑がございまして、現時点では特に問題はない。電話の録音機能また入退室記録簿も記入していただいております、入退室管理をしっかりと行う体制ができつつあるとの答弁でございました。

次に、会計年度職員制度の取り組み状況について質疑がございまして、当初は6月議会で条例提案を予定していたが、県下の取り組みが全体的におくれており9月議会上程の流れになっているとのことでございます。国の示すひな形と現在の神河町臨時・嘱託職員の雇用状態が違っているので、それらをどのように保障していくのかを調査研究しているところで、町の財政状況、国の財政措置を視野に入れた中で制度をつくっていくことになるとの答弁でございました。

次に大山小学校でございしますが、大山小学校は過疎債が適用される32年度までに取り壊したいが、31年度予算、令和元年度予算には計上がされていない。残りは32年度だけになるとの質疑がございまして、これは28年度予算で取り壊し事業を計上したが、現場には相当長い地中ばりが入っており、これを撤去するには相当の費用がかかる

ので方針が決まっていない。地中くいを残すほうが山崩れを防ぐ安全対策になるのか、段差ができて地形上不利になるのかというところまでが決まっていないので、32年度までが過疎債が使える期間なのでその間に片をつけたいとの答弁でございました。

次に教育委員会の関係ですが、越知谷小学校・幼稚園は神崎小学校との統合に向けて4月22日に第1回統合準備委員会が開催されました。地域、保護者、学校と連携をとって通学方法、制服、記念誌の発行などについて協議をしていただくことになっております。

また、長谷小学校はPTAで協議中ですが、今後は期限を含めて統合するかどうかについてPTAを中心に協議をしていくことになっております。教育委員会としては、地域の区長さん方とも話し合いを持ちたいとのことでございました。

また、長谷幼稚園は本年度入園対象者がいないので休園になっているとのことでございます。

次に教育施設ですが、文部科学省から令和2年度に施設個別の長寿命化計画の策定を義務づけられておりますので、公共施設等総合管理計画に基づいて策定をしていくとのことでございます。

次に、第2期神河町子ども・子育て支援事業計画に関してでございますが、30年度に実施しましたアンケートの結果はお手元に配付しておりますが、これをさらに分析して子ども・子育て会議で検討していったり、今年度中に計画を策定するとのことでございます。

次に、社会教育・体育施設の維持管理に係る今後の問題として、ヒートポンプチャラーの熱交換のために必要な冷媒ガスは環境汚染を理由に来年の1月から製造中止になるので、温水プールのヒートポンプチャラーの問題が出てきます。また、水銀灯は環境問題により来年製造中止になるので、町内各施設の照明設備が問題として出てくるとのことです。この件に関しましてヒートポンプチャラーが動かなくなったら温水プールは使えなくなるということかとの質疑がございまして、ヒートポンプチャラーの価格は1台600万円と聞いているとのことでございます。公共施設等総合管理計画では、温水プールは令和3年度には民間譲渡あるいは解体となっている。それまで利用されている方に迷惑のかわらないような施策を展開してきたが、ヒートポンプチャラーの全てを改修しながら続けていく、あるいは続けたとしても建物全体の改修が必要になってくるという状況を勘案しますと、ヒートポンプチャラーの修繕が不可能になった時点で温水プールの機能は一旦中止をせざるを得ないという状況になる。その場合には、区長また地域の方々にも事前説明をする必要があることは認識しているとの答弁でございました。

また、冷媒ガス、水銀灯は製造中止になりますが、それぞれストックがあり何年かは対応できると思うが、その期間は調べているか。さらに水銀灯は道路、グラウンドの照明、体育館等にもあるので、財政面も含めた町全体の取り組みをなされているかとの質疑があり、今の段階では大きな計画は持っていない。道路関係は来年度でほぼLED化

が終わる段階に来ているので、グラウンド照明などは調整をしていきたいとの答弁でございました。

次にワールドマスターズゲームズでございますが、2011年5月に関西で実施されます。神河町はオリエンテーリング競技の開催地となり、5月28日か29日に峰山高原で決勝が行われる予定になっているとのことでございます。

次に地域交流センターの関係でございますが、元年度の長期山村留学事業ですが、13期生は11名で継続生が4名、新規生が7名です。学年の内訳は、6年生男子が3名、5年生男子が2名で女子が1名、4年生は女子5名となっております。また、受け入れ農家は去年と同じ7軒となっております。指導面は、山村留学業務を委託している公益財団法人育てる会の指導員2名が対応します。また、短期の山村留学は今年度も日帰り行事のみの実施をすることにいたしております。

さらに、越知谷小学校の統合に伴い、今後の山村留学のあり方について山村留学推進委員会で検討をしていただきました。越知谷小学校の児童確保という所期の目的と整合しない状況や受け入れ農家の高齢化、確保が難しくなっている背景から、小学校の閉校と同時に山村留学を廃止する方向での意見集約がなされております。これを受けて、町で最終判断をしていくとのことでございます。

次に公民館事業でございますが、神河シニアカレッジの本年度の受講生は183名で、年11回の教養講座、12クラブの趣味講座が開催されます。

続いて、給食センターでございます。センターでの食育の取り組みですが、地場産野菜の使用率は30年度は34.6%となっております。本年度は40%を目指すとのことでございます。

次にアレルギーの対応ですが、神河町は現在アレルギー対応が必要な児童等が26名いますが、児童等のアレルギー情報を給食センターの栄養士が把握しており、献立を立てる際、それぞれの給食材料にアレルギー物質が入っている場合、事前に保護者、養護教諭等アレルギー献立を書面で知らせ、誤って食べないシステムをつくっているとのことでございます。

その他の項目としまして、第4回の全国愛瓢会、ひょうたんを愛するというのかそのような会ですが、この会の名誉総裁は秋篠宮殿下でございます。この愛瓢会の総会と展示会を神河町で開催することがほぼ決定しており、総会はグリンデルホール、展示会はグリーンエコーの体育館を現在予定しているとのことでございます。

次に、部落差別解消法に伴う条例制定の取り組みについての質疑がございまして、アンケート調査、窓口相談などの実務が伴ってくるので、これらも含めて早急に内部調整をして進めていきたいとの答弁でございました。

以上で教育委員会を終わり、続いて税務課でございます。

税の徴収率は前年度と比較しますと町県民税や固定資産税、軽自動車税、介護保険料はふえていますが、国民健康保険税は下がっております。

次、税関係の不納欠損処理の状況でございます。実人数は95名で欠損額が813万9,437円となっております。この件につきまして、税の督促はどの時点で行い何年続けているかとの質疑がございまして、1期の納期限から10日を過ぎますと督促状を出し、督促状を出した後、12月と5月に催告通知を出しており、毎年督促を1回と催告を行っているとのことでございます。

そして滞納整理委員会には不納欠損に至るケースを各課から提案して、そこで徴収不能であるかどうかのやりとりをして、滞納整理委員会で仕方がないと確認した上で不納欠損の事務処理に移っております。時効が満了する、時間が来たので落としていくという安易なことでの不納欠損処理はしていないという姿勢で取り組んでおります。

一方、県からは市町村間で連携をして徴収機能の強化の話も出ています。これらも含めまして、これまで以上の方策がないか積極的に取り組んでいきたいとの答弁でございました。

次に、相続財産管理人選任に係る100万円の預託金につきましては、被相続人に預金があることがわかり、この預金で裁判費用等を賄っていくので預託する必要はなくなったとのことでございます。

続いて、会計課でございます。31年度末の現金等保管総額は52億8,628万6,545円となっております。5月21日時点での一時借入金は9億円、一時預託金は2億円となっております。

公金の取り扱いにつきましては、マニュアルを作成しまして会計課、支庁舎等の公金を取り扱う部署で活用しております。

次に、地方自治法に基づきますところの指定金融機関の公金取り扱いの定期検査でございますが、JA兵庫西寺前支店を対象に検査を行いました。その結果は、適切に処理をされていたとのことでございます。

以上、大まかな報告をさせていただきましたが、これ以外の事項また詳しい質疑応答の内容につきましては、お手元に配付しています報告書にまとめておりますので後ほどごらんください。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会をお願いします。

なお、3月14日に開催されました民生福祉常任委員会において、松山陽子委員長から委員長の辞任願が提出され、同日付で許可されました。

互選の結果、小島義次委員が委員長となりましたので、その報告をいたします。

それでは、小島義次民生福祉常任委員長をお願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 6番、小島でございます。先日、令和元年5月24日に行われました民生福祉常任委員会開催の結果で主なものを報告いたします。

委員会調査事項としましては、閉会中の継続調査事件についての項目、そしてニガ竹

残土砂処分地の現地視察を4月26日に産業建設常任委員会とあわせて行いました。

委員会調査結果報告です。

まず、公立神崎総合病院につきましては、平成31年3月末執行状況では病院事業として入院患者数3万6,792人、外来患者数10万1,865人、休日夜間患者数が3,142人となっており、大畑診療所では106人となっております。このことについて、次の質疑応答がありました。

休日夜間の患者数が減っているが、患者を受け入れるかどうかは先生の判断なのかとの質疑に対しまして、事務が電話をとるが看護師で判断している。最終は医師の判断で受け入れの体制をとっているとの答弁でした。

また、医者も看護師もプロであってほしいと思っている。病院を何とか経営していくためには、患者が行けば先生も看護師もみずからが助かるので、来られた患者は自分のところで受け入れるという基本理念を持っていただきたいと思いますとの質問に対しまして、院長も当然そう思っている。再度院長から先生方、看護師、病院全体の職員に向けてそういった発信をお願いする。できるだけ当院で受ける精神で進めたいとの答弁がありました。

また、不納欠損については、入院の保証人があるはずだがどうなっているのかという質疑に対しまして、保証人はとっているが保証人の本人が知らない場合もあったり、保証人の制限がかかるようにもなったり、大きな問題であるとの答弁がありました。

続きまして、病院事業収益は30億6,579万7,706円、病院事業費用は30億5,845万9,043円、純利益は733万8,663円となっております。このことについて質疑がありました。

今期繰入金等をいっぱい入れてぎりぎり純利益を出しているが、本来の医業収益に対する医業費用では6億弱の赤字である。全然収益が上がってなくて大方6億の赤字になっているが、これをどう解消するか不安であるがとの質疑に対しまして、医業収支が悪い要因の一つに、病床利用率が低いので長期入院の1病棟をふやすことも考えている。看護師の数も地域包括ケアになると患者対看護師の比率も変わってくる。収入をふやしつつ、支出も減らしていく方向で進めているとの答弁でした。

続きまして、大きな赤字が出ているというこの資料は病院の院内でどのあたりまで見ているかという質問に対しまして、当然執行部会議に出しているし、所属長会議、主任係長会の中でも議論しており、ほとんど院内では周知できていると考えているとの答弁でした。

次に、重要事項の取り組み状況についてですが、新公立病院改革プランの取り組み状況については経営形態の見直しをしています。現在は地方公営企業法一部適用としての経営ですが、全部適用また地方独立行政法人の経営形態の比較をし、メリット、デメリットを検討しています。また、他の西播磨の公立病院などの経営形態見直しの事例も参考にしながら進めています。国の地域医療構想に関するワーキンググループでの医療計

画見直し等に関する検討会がありました。診療実績に関する分析を国が行い、その結果を公表するというもので、経営形態の見直しに関係してくるものです。この件について、次の質疑がありました。

神崎総合病院の今後を検討する中で検討委員会が必要だと思うので、専門家も含めた経営形態についてどう進めていくのか、現時点の考えはどうかという質問に対しまして、どういう形態がいいのか今は検討中ですとの答弁でした。

次に、公立病院のネットワーク化に係る計画の取り組み状況については、公立宍粟総合病院との連携として定期的に連携会議の中で情報交換を行っています。姫路聖マリア病院との連携では産婦人科の分娩の連携など、また本年度から市立加西病院も連携に参加したいとの申し出があり、3病院の連携会議を行いました。

健全経営に向けた取り組み状況については、院長が経営計画2期目の4つの方針を出していますが、その中で地域への貢献、安全な医療サービス、働きがいのある職場、経営の安定化の方針を出している。具体的な管理シートをつくり実施予定です。

そのほか不納欠損処理として2件ありまして、22万4,380円がありました。第15条第1項第6号該当が6万160円、同7号該当が16万4,220円です。この件について質疑がありました。

不納欠損として身元を伏せてあるが、そこまで個人情報保護をする必要があるのか、誰の債権かわからないものを失踪したからとか生活困窮したからというだけではどうかと思うという質疑に対しまして、住所、名前まで言う問題だが、性別、年齢ぐらいなら問題ないと思うが法律に基づいてということがここで言えないので、調べさせていただきたいとの答弁でした。

次に、健康福祉課関係です。

重要事業の目標については、障害福祉施設整備に向けた取り組みとして、いづみ福祉会が障害者グループホームショートステイの建設計画でJKAから4,000万円の補助金がつきました。隣接地の所有者には雑木の伐採の許可をもらっていますということで、この件につきまして隣地所有者の説明で了解はもらえたのでしょうかという問いに対して、隣地所有者からはどうぞ工事着手していただいて結構です。また、邪魔な雑木については切っていただいて結構です。町の社会福祉に資する部分については、できるだけ協力したい。うちの土地も提供します、無償ではないがとの返事ももらっているとの答弁でした。

次に、支庁舎窓口受け付け等の状況についてですが、窓口業務件数は平成30年度では1万6,327件、公金収納状況は平成30年度は6,628万3,315円でした。税証明集計では30年度は17万5,800円でした。日曜窓口証明件数は30年度は1,024件となっています。

閉会中の継続調査の報告がありましたが、生活支援協議体設立へ向けて取り組んでいます。その中で、長谷ブロック情報交換会を3月4日に実施しました。また、生活支援

協議体フォーラムを2月24日に開催し、172名の参加がありました。

そして、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況につきましては、神崎支庁舎南の土の広場にゆめ花館と集いの場の施設を建設する案が検討されています。旧難波酒造リノベーションプロジェクトとして施設内でレストラン、お土産販売で障害者や高齢者の就労支援を検討していますということです。このことにつきまして、次の質疑がありました。

生活支援協議体で残っている20区は地域支援員も決定していないが、今後はどういうふうに進めていかれるのかとの質疑に対して、平成28年、29年と各区長に面談させていただき、協議体の必要性等について説明をしました。時期的にいつまでという話をしなかったもので、周りの様子見とかでなかなか進んでいない。再度各区長と面談をしたいと思いますという答弁でした。

また、要援護者の災害時の避難のための個別の支援計画に関する経費は全然上がっていないことについてはどうか。また、福祉と防災の連携が必要になってくるがどう考えているかとの質疑に対しまして、災害時の要援護者のモデル事業については6月の補正で町については20万円補助が出る。災害時要援護者が避難する訓練をさせていただきたい。避難をされる場合に、どういうふうな周りの支援が必要かという勉強会もしながら計画を練っていききたいとの答弁でした。

続きまして、食育及び健康増進事業の取り組みについてですけれども、病院北館の1階のサロンスペースの活用方法について検討しているということにつきまして、次の質疑がありました。

病院北館のサロン事業で再度仕切り直しということですが、具体案の検討、内容、スケジュール等具体的に今の状況をもう少し詳しく説明お願いしますとの質疑に対しまして、事の始まりは認知症カフェをしていくことであった。認知症だけでなく、高齢者、障害のある方、妊産婦の方などその方々が病院の診察を受けて家に帰るまでに、サロンで困り事があるとか悩みをお持ちの方々が集まって時間を過ごしてもらえればとの考え方であった。そして、障害の方の就労の場になればと検討している段階ですとの答弁がありました。

その他の事業としまして、低所得世帯等緊急通報用福祉電話給付事業で計8台の設置が済んでおります。生活保護の状況では、受給世帯数25世帯、受給者数31名となっています。日曜証明窓口縮小・廃止については、住民から特にクレームは聞いていませんということです。

最後に、住民生活課関係です。

広域行政（ごみ処理・し尿処理）の今後の行方についてですが、中播北部行政事務組合次期ごみ処理施設計画については、平成30年10月31日から令和元年6月3日まで6回の会議が持たれ、それ以降、候補地決定についての報告がありませんということで、このことについて次の質疑応答がありました。

次期ごみ処理場のことについて、結果の報告へ至るまでに何か大きな問題点とかあれば聞かせてほしいとの質疑に対して、候補地の選定について、どの候補地も特に大きな欠陥があるわけではなく、施設の建設をすることについては大きな支障はないというところは確認できているとの答弁でした。

また、福崎町のごみの中播北部での収集自体はいつから始まるか決まっていますかとの質問に対しまして、福崎町は現在姫路市との共同でくれさかクリーンセンターでごみ処理をしているが、平成32年度末でごみの焼却の施設は閉鎖される。その後は姫路市の別の施設で福崎町のごみは処理される。福崎町が北部2町と共同でごみ処理を行うのは、新しいごみ処理施設が完成してからになるとの答弁でした。

防災無線、防犯対策の取り組み状況について、次のような質疑がありました。

各区の地区防災計画を自発的に策定していただくとの説明でしたが、どういうふうにして自発的に区が策定されるのか。また、手引とか策定手順とかされるのかとの質疑に対しまして、あくまでこの地区防災計画というのは町が作成するものではなくて、各区が地域の実情なりを見ながら住民みずから考えてつくっていただきたいというところが基本になる。まず町でマニュアル的な指針となるようなものをつくり、それを参考に各地域に応じた計画をつくっていただけたらと考えているとの答弁でした。

次に、町営住宅の管理運営につきましては、消費税増税の前の駆け込み需要により町営住宅から退去して新築される方がふえているので空き室が発生しています。このことについて、次の質疑がありました。

町営住宅の表の中で柏尾団地が6月上旬募集予定になっているが、最初から入られていないのかとの質問に対しまして、10棟のうち6棟が旧柏尾団地から新しいところへ転居された。残りの4軒については募集して応募があったが、1軒については保証人が確保できなかった理由により辞退されたとの答弁です。

次に、特定空き家対策の推進状況についてですが、空き家等対策計画策定のために実態調査をしました。空き家判定指標、管理不全状態の判定指標等を用いた実施調査数は808棟となっています。そのうち、空き家の疑いが598棟でした。この件について、質疑がありました。

危険家屋で子供たちやいろんな場面で危険な場面に遭うときがある。歩道の近辺にある瓦の屋根が落ちたりしないかと、非常に心配されておられる方もある。大変危険なので子供を守るために家の撤去をしてほしいということを相談したが、その後結果、進捗はどうかという質疑に対しまして、所有者にとにかく応急措置でも構わないから対処してくださいとお願いし、6月中に応急措置をするという回答を得ている状況であるとの答弁でした。

次、国民健康保険の取り組みについてですが、平成30年度決算見込み、令和元年度予算については、決算は12億3,072万7,000円になりますが、そのうち歳出で7,816万8,000円は財政調整基金積立金としています。基金合計は平成30年度末で

1億8,307万2,934円となっています。

令和元年度予算は、5月20日の運営協議会で答申がありました。昨年度は税制改正がありました。令和元年度については基金を取り崩して税率については据え置くことにしました。令和5年までは納付金の乱高下が予想されるので、その折には基金の活用もしくは税率改正が必要となります。

カーボンマネジメント事業の進捗状況については、ヨーデルの森のCO₂削減状況は目標の21%でした。これは動物飼育棟への冷暖房空調機器の導入などのために低くなりましたということです。

その他、私債権の債権放棄についてですが、住宅新築資金等貸付金が1件ありまして、失踪、所在不明で徴収の見込みがないということ。それから旧川崎住宅跡地の土地賃借料で1件、著しい生活困窮で弁済の見込みがないとなっています。このことについて、次の質疑がありました。

今後の不納欠損の報告については理由や交渉状況などを報告し、できるだけ資料の改善をお願いしたいとの質疑に対し、少し調べてみないとわからないところもありますが、でき得る対応を考えていきたいとの答弁でした。

また、住宅貸付事業については貸付者の総人数が15名で総額が六千五、六百万でしたが、かなり高額な部分であり、一つの事例になってしまう可能性がある。基本的には回収することが原則になりますのでお願いしますという質問に対し、現在の滞納者は15名ですが、平成25年度に3名が不納欠損になっている。30年度末の滞納額の総額としては4,415万4,743円になる。9名が償還がとまっており、一件一件当たって今後も徴収をしていく考えですとの答弁です。

次に、神河町建設残土砂等処分地（ニガ竹）についてですが、現地調査以降の動きとして、住石採掘跡を残土処分場として事業化の提案をしていたところ、今月には前向きに取り組みたいとの話がありました。実現すればニガ竹の延命が可能となります。連携しながら地元との協議もしていきたい。住石としては令和3年10月から開始したいとのことです。この件について、次の質疑がありました。

ニガ竹の残土処理、これは住石のほうで全部の量を受け入れてもらえるのかとの質問に対し、現時点ではあくまでも町と住石山陽採石との話で一番大切な地元の部分に関して、まだ一切話が出ていない状況である。建設工事で発生する残土を住石で受けただいて、瓦れきについては引き続きニガ竹で処理できればと考えている。担当課で可能性を今は探っている状況ですとの答弁でした。

終わりに、その他交通安全対策に対する質疑がありました。

県道8号の福本から東柏尾の交差点まであたりの歩道の話です。神河中学校へ行く新1年生の自転車通学で神崎高校生の通学と交差とすると中学校の1年生が車道に出てしまう。それが大変危険な状況で、交通安全対策課としてお考えをお聞かせ願いたいとの質問に対し、その状況は十分にわかっており、交通安全対策協議会の中で毎年議

論もされている。根本的な解決というのは歩道の拡幅改修になると思うが、歩道改修については県土木の社会基盤整備プログラムに登載させていただき、極力早期着手ということも町としてお願いしていく考えとの答弁がありました。

以上、主なところを報告しましたが、詳しいことについてはお手元の資料を御参考ください。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会をお願いします。

藤森正晴産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。閉会中における産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は去る5月15日に開催されました。主な報告であります。

まず、建設課所管であります。

橋の長寿命化修繕事業で現在重量制限のかかっている橋は修繕後は解除の予定であるが、観音橋については制限のままとなります。それぞれ橋の寿命が違いますので、修繕後には各区長様に説明し連絡をすることとあります。

次に、入札業者の中には事務所などの所在が定かでないように受けとめられる業者があります。連絡はとれるのか、従業員は常駐しているのか等の再確認をするように申し入れました。

次に、上下水道所管であります。

合併処理槽の入れかえにおいては修繕をするが、修繕の繰り返しになるところは新しく取りかえております。個人負担はありません。

下水道統廃合事業で南小田・大河内接続において市川町との協議は地下水の監視のため浄化センターの上下流側に井戸を設置し、水質を比較して汚染がないか調査をするとの条件項目を入れ基本合意を得ました。

次に、地籍課所管であります。

地籍調査は順調に進捗しています。現在の進捗率39.9%であり、令和10年で終わる予定であります。全体の工程表と年度計画の提出を求めています。

次に、地域振興課農林業係であります。

道の駅「銀の馬車道・神河」（大黒茶屋）に高さ2メートル10、横下の俵部であります。この横幅が1メートル60のサイズのモニュメントが設置されました。

次に、田の畦畔の除去や条件不利地の整備については、農地中間管理事業を使って区画を広げての整備や用水路をパイプライン化にして水路管理の省力化などを含めての検討をしてるといふこととあります。

次に、耕作放棄地をふやさない方法として、緑肥や雑草抑制効果があり花も咲き景観的にもよいヘアリーベッチの導入が期待されております。過去、山田営農組合株式会社において窒素分もあり肥料がわりにもなりよいと飼料用米の栽培に取り組まれた実績が

あります。現在、南小田で試験栽培をされております。

次に、商工観光係であります。

平成30年度観光入り込み者数は80万2,408人で、前年度より9万7,470人の増加であります。入り込み者数100万人のスローガンも大事であるが、経営状況、地域への貢献度、雇用・経済効果などの内容分析も大事である。経営的な観点での資料の提出を求めました。

次に、スキー場ゲレンデ緑化工事の盛り土は、砥峰高原つけかえ道路工事の残土で行う予定です。来年度その上に植生ネットを張る計画であります。

次に、観光施設の経営管理については基本的には指定管理者任せのことだが、定期的に分け隔てなく顔を出し、気づき点などがあれば指導するように申し入れております。

次に、ひと・まち・みらい課所管であります。

しんこうタウン完売に伴い、次期分譲地について各区長様から5地区からの報告がありました。令和元年度中に検討調査し、決定をしていく方向であります。

次に、作畑地内に地域経済循環創造事業交付金で4棟の耐候性イチゴハウスが設置されました。

次に、アグリイノベーション事業について多くの質疑が出されました。主な質疑を報告いたします。

まず、アグリイノベーション神河株式会社との町の関係はどのようなかという質疑に対して、国の交付金事業であり町が直接かかわることはできないので、会社を設立して営農団体や認定農業者に参画していただき一緒にやる事業である。町はその指導をしているとのことであります。

次の質疑であります。交付金がなくても栽培による収益でやっていけるのかという質問であります。

推進交付金は運営自体に充当するわけではなく、事業指導をしていただくアドバイザーに対する報酬であるとか新たな商品開発に充当している。後々、各営農関係に効果が及ぶような事業展開になればと考えているとのことであります。

次に、収益があるとなれば一般農業者にも広がる可能性はあるのかの質疑であります。

通常の米、麦、大豆よりかは収入は多いと思っている。商社に大量に出荷し、残りは市場等に出されている。一定の利益もあり、一般農業者への拡大も期待できるのではないかと考えているとのことであります。

次に、交付金もことしで最後となるが、アドバイザーがいなくなる状況での見通しはどのようなかの質疑であります。

それについて、栽培や加工方法、販売についてはだんだんとノウハウができ、アドバイザーがいなくてもひとり立ちできることを前提に指導してもらっている。補助金がなくなっても、町にかわって株式会社が事業を推進していくことを覚書に記載しているとのことであります。

以上が主な委員会の報告であります。

次に、現地視察を行っております。4月26日、現地調査を行いました。

まず初めに、先ほど民生福祉常任委員会でもありましたようにニガ竹の残土砂等処理地の現地状況を視察しております。それから、次に長谷地区3戸の定住促進空き家活用改修の完了の状況を見学しております。次に、砥峰高原つけかえ道路新設工事の現地で説明を受けております。そして、次にスキー場ゲレンデ緑化工事の現地で説明も受けております。午後から作畑地内イチゴ耐候性ハウスへ行き、栽培方法等の説明を受けました。「神河イチゴ」と命名し、ブランド化を目指すとのことであります。また、地元雇用にも期待ができるところであります。次に、福本地内貸し工場造成地へ行き説明を受けました。入札は6月上旬の予定であります。

いろいろと視察に行った中で、スキー場ゲレンデ緑化工事の盛り土においては、砥峰高原つけかえ道路工事、福本地内貸し工場造成工事やニガ竹などの残土を活用して進めていってはという意見を申し入れました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、人権文化推進特別委員会お願いします。

廣納良幸人権文化推進特別委員長。

○人権文化推進特別委員会委員長（廣納 良幸君） 人権文化推進特別委員会の廣納でございます。閉会中の委員会活動について報告をいたします。

去る5月14日に人権文化推進特別委員会を開催し、2018年度・2019年度事業執行状況について説明を受け、調査を行いました。事業執行調査の結果を報告申し上げます。

まず、教育課、藤原課長、高橋副課長から各事業等の報告、説明を受けました。その中に人権教室のあり方についてですが、昨年度も同様、毎年作文などの内容を見ると大変すばらしく感動するものでありましたとのございました。

次にいじめなどに関する報告で、平成28年度から国、県からの通達等でささいな事案も報告しなければならなくなっており、平成28年度では前年より小・中学校合計で38件、平成29年度は合計で50件、平成30年度は45件となっております。内容につきましては、悪口、冷やかし、からかい、たたかれたり蹴られたり、仲間外れ、集団無視、物を隠されたり壊されたり捨てられたり、嫌なことや恥ずかしいことをされたりさせられたりなどなどの報告がございました。

次に不登校の状況についてですが、平成29年度、適応指導教室、小5の1名、中2の5名、中3の1名、計7名でございます。平成30年6月1日現在、小6、1名、中3、1名の計2名で、平成31年3月31日現在、小4、1名、小6、1名、中2、1名、中3、5名の合計8名となっております。また、30日以上欠席（病欠等による者を除く）で神崎小学校3名、長谷小学校2名、寺前・越知谷小学校はなく、神河中学校では8名となっております。

続きまして、住民生活課、高木課長より本人通知制度の神河町における状況について説明を受けました。

令和元年5月7日現在、登録者数646名、本人通知数210件、登録率5.64%。本人通知数の210件の内訳は、法人第三者請求が34件、個人第三者請求（業務上のもの）21件、八士業（司法書士など）の職業で134件、個人の代理21件、開示請求は36件でございます。

参考ですが、郡内の状況は平成30年5月7日現在、市川町274人の8人増、福崎町164人の17人増でございます。ちなみに神河町では19人の増加になっており、前々回からの調査から見ると62人の増となっておりますが、人権講演会等各会場で登録を呼びかけておりますが、既に登録済みの皆様が多くおられ伸び悩みの状況となっているように思われるので、新たな試みも考えていきたいということでございます。ちなみに、地区別人権教室など地域に出向いてお願いをしていきたいと思っておりますとの答弁でございました。

実際に進行中の令和元年度の集落別町長懇談会において、神河町本人通知制度事前登録申請書の資料見本を配布し、副町長の挨拶の中でいろいろなお願いの一つとして紹介していただいております。その報告を受けております。

今までの実績については、前回同様、啓蒙・啓発（臨時窓口）対応を行っております。平成28年6月5日、地区別人権教室事前研修会で14名、平成28年11月26日、人権・青少年健全育成合同大会1名、平成28年10月3日から12月22日までの40集落住民生活課説明会で、平成29年2月11日、人権啓発大会9名、平成29年6月4日、地区別人権教室事前研修会10名、平成29年12月2日、人権・青少年健全育成合同大会7名、平成30年2月11日、人権啓発大会12名、平成30年6月3日、地区別人権教室事前研修会で8名、平成30年12月1日、人権・青少年健全育成合同大会で3名となっております。ロビーで臨時窓口を設置し、参加者に事前登録を呼びかけております。事前登録申請書の押印は平成26年6月1日で廃止となっております。3年間の登録期間についても、本人の登録廃止の意向を文書で郵送し廃止の申し出がなければ登録を継続することとなっております。以上、資料等の報告を受けました。

次に、委員よりの質疑で開示請求されている内容を分析されているのか、件数が多いのか少ないのかもあわせてお聞きをしたいということで、申請は住民生活課で開示請求は総務課に出していただくので、急遽、日和総務課長に出席いただき現状報告をお願いいたしました。開示請求は増加の傾向で、内容につきましては個人情報なのでこちらからはお聞きすることはありません。ただ、本人様から雑談的にお話しされることもありまして、大半は登記関係、相続関係のものではないかと推測されますとの答弁でございました。

神河町議会人権文化推進特別委員会は、神河町人権文化推進協議会の廣納千秋会長様以下メンバー様とともに神河町の人権について日々問題はないかと教育委員会、住民生

活課などを中心に情報の共有を行い、問題解決に臨んでいるところでございます。昨今、いじめ等による痛ましい事件等が多く発生しているように思われます。子供たちを初めとして多くの命を守り抜くように日々注視、未然防止に努めてまいりたいと考えております。

人権文化推進特別委員会は年に1度のみで開催ですが、全ての人権に対して諸問題が起きた場合には直ちに委員会が開けるようにいたしておりますので、町民の皆様、どうぞ御安心して御相談ください。

子供、女性、高齢者、障害をお持ちの皆様方、全ての皆様とともに人権を守るため絶対に差別はしない、絶対に差別をさせないという強い信念で神河町の人権を守り抜きます。行政機関、教育機関、学校等または住民の皆様方のお声が直ちに反映できる体制にあることも申し添えさせていただきます。

以上で人権文化推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 次に、公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会をお願いします。

藤原裕和公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤原 裕和君） 9番、藤原裕和でございます。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の閉会中の報告をいたします。

去る5月20日に病院に出向いての委員会を開催をいたしております。今年度の2期工事については、1期工事に引き続き北館の西側の部分が主なもので、この部分の解体工事が現在進められております。解体工事は7月中旬ごろまでの工程で進められるとのことであります。昨年と同様に、極力この解体工事については音や振動などが隣の病院の棟に響かないよう、また近隣の周辺の方々に、これらに気をつけて解体が進められているとのことであります。

それから、この部分でアスベストが一部含まれているこの撤去につきましては、解体中に空中に外へアスベストが飛散、飛び回らないような対策が講じられて進められております。

それから、既設の中館3階の改修工事は先月に済みまして、南館3階の病棟より移転がなされております。そして、現在はこの南館3階の改修工事が6月末の完成に向け進められているとのことであります。

事務調査をしました中で、委員より1期工事が既にでき上がって病室等が使用されておりますが、ちょうどこの病室については円形の部分の病室もあり真四角でないため、平衡感覚を失うというか違和感を覚えるのではないかと。この状況の確認と改善ができないかとの委員会での御意見、要望が出されました。

そして、この北館を設計をなされました内藤建築設計事務所さんの答弁もいただいております。その中で、どうしても円になっている建物を全て真四角にするととなると面積

的な効率もあり、そうはなっていない部分もあると思うとのことであります。

委員会ではこのようなやりとりをされたんですが、この病棟の部分で看護師等にも病室を確認していただき、入院患者様にとって少しでも違和感がないように委員会としてもお願いをいたしました。

以上、短時間の委員会ではありました。以上、報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ここで、私のほうより報告をさせていただきます。

私のほうからは、3月定例会以降の重立った事項について報告いたします。

3月28日、中播衛生施設事務組合議会定例会第2日目が開かれ、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は平成31年度事務組一般会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

同じく28日に中播農業共済事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。付議事件は平成31年度事務組合農業共済事業会計予算等についてで、原案のとおり可決しました。

同じく28日に中播北部行政事務組合議会定例会第2日目が開かれ、藤原日順副議長、松山陽子民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成31年度事務組合会計予算についてで、原案のとおり可決しました。

3月29日、日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」推進協議会主催により、馬車復活事業、馬車モニュメントのお披露目式が吉富畑川原でとり行われ、私が出席しております。

同じく29日に姫路港開港60周年記念事業オープニングセレモニーが姫路港旅客船ターミナルで挙行政され、私が出席しております。

4月5日、県町議会議長会正副会長会議が神戸で開催され、私が出席しております。県町議会議長会事務局体制について協議しております。

4月6日、桜華園さくらまつりが開催され、私が出席しております。

4月7日、やまびこ学園入園のつどいが挙行政され、私が出席しております。

4月8日、神崎高等学校入学式が挙行政され、私が出席しております。

同じく8日に生野高等学校入学式が挙行政され、藤原日順副議長に出席していただいております。

4月14日、神河町消防団初出式並びに入退団式が挙行政され、私と各議員が出席しております。

4月25日、県町議会議長会正副会長会議が神戸で開催され、私が出席しております。

5月16日開催の県町議会議長会評議員会議の議事について協議しております。

5月1日、丹波篠山市誕生・市制20周年記念式典が挙行政され、私が出席しております。

5月8日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、廣納良幸人権文化推進特別委員長ほか各委員と正副議長が出席しております。

5月13日、神崎郡議長会議が開かれ、私が出席しております。協議事項は、平成3

0年度事業報告及び決算、令和元年度事業計画についてであり、いずれも承認されております。

同じく13日に第1回地方行政課題研究会が神戸で開催され、小島義次議員と栗原廣哉議員に出席していただいております。「公務員制度改革への対応と今後の自治体運営」と題して、総務省自治行政局公務員部公務員課長、宮地俊明氏から講演を受けております。

5月16日、兵庫県町議会議長会評議員会議が神戸で開かれ、各町議長の異動に伴う役員の選任が行われております。評議員会議の議題は平成30年度一般会計決算の認定、令和元年度定期総会の運営等であり、いずれも原案のとおり認定、了承しております。

5月17日、神河町商工会通常総代会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月18日、福崎交通安全協会と神崎自家用自動車協会の合併を記念した式典及び祝賀会がグリーンエコー笠形で開催され、私が出席しております。

5月19日、神河町消防操法訓練大会が開催され、私と各議員が出席しております。

5月20日、神河町国民健康保険運営協議会に小島義次民生福祉常任委員長に出席していただいております。

同じく20日に日本遺産「銀の馬車道・鉾石の道」議員連盟設立総会が姫路市役所で開催され、私と各議員が出席しております。設立趣旨である関係6市町行政と民間による同推進協議会と連携した播但沿線の活性化、観光の発展、経済振興を図る取り組みについて確認し、賛同を得ました。清元姫路市長、山名町長にも出席いただき、挨拶を受けております。

5月22日、全日本愛瓢会兵庫県神河町大会の実行委員会設立総会が開催され、理事として私が出席しております。

5月23日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。本総会において法人化が承認され、一般財団法人神河町観光協会が設立されました。

5月24日、丹波篠山市議会から移住支援施策について行政視察に来町されております。議会からは私が、行政からはひと・まち・みらい課参事と担当職員に対応していただきました。

5月27日、兵庫県町村会定期総会が神戸で開催され、兵庫県町議会議長会を代表して副会長である私が出席しております。

5月28日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社においてとり行われ、各議員に出席していただいております。

5月28日から29日、令和元年度町村議会議長・副議長全国研修会が東京国際フォーラムで開催され、藤原日順副議長と私が出席しております。研修事項は、全国町村議会議長会が設置している町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会の最終報告に続

いて、町村議会特別表彰を受けられた長野県喬木村議会、鳥取県若桜町議会、京都府与謝野町議会の3議会から議会活性化の取り組みについて事例発表があり、議員の報酬と定数をめぐる状況、さらなる改革に向けた取り組みについて研修しました。

翌29日には兵庫県町議会議長会研修会を実施し、兵庫県東京事務所長の竹村英樹氏から「産業と地域社会」と題して講演を受けております。

同じく29日に令和元年の兵庫県功労者表彰式が県公館で開催され、議会からは自治功労を廣納良幸議員が受けられております。長年にわたり議会人として真摯に取り組んでこられたたまものと敬意を表する次第です。

5月30日、兵庫県町議会議長会の第70回定期総会が神戸で開催され、総会の冒頭において県会長表彰及び全国会長表彰の伝達が行われ、兵庫県町議会議長会20年以上在職功労者表彰を廣納良幸議員と藤原裕和議員が受けられております。また、全国町村議会議長会15年以上在籍功労者表彰を小林和男前議員、藤森正晴議員と私の3名が受けております。定期総会の議事については、県町議会議長会の清水会長から平成30年度会務報告が行われ、了承しております。

総会終了後、創立70周年記念講演として山梨学院大学法学部教授江藤俊昭氏から議員のなり手不足解消に向けた「議会・議員の魅力向上の手法」と題して講演を受けております。

6月1日、自主防災かみかわの総会が開催され、藤原日順副議長に出席していただいております。

また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月3日に第59号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩を行います。再開を10時45分といたします。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 第53号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第53号議案、専決処分をしたものにつき承認を求めめる件（平成30年度神河町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成30年度神河町一般会計補正予算（第6号））でございます。

平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第5号）以降補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の主なものとしたしましては、繰越明許費補正では翌年度への繰り越し事業として3事業を追加、歳入では特別交付税を初めとして額の確定等によりそれぞれ増減しております。歳出では、災害対策費において水位計情報システム整備に係る事業費確定見込みによる減額をいたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ525万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,389万5,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第53号議案の詳細説明をいたします。

5ページ、第2表、繰越明許費補正をお開きください。1、繰越明許費の追加でございます。5款農林水産業費、1項農業費、道の駅管理運営事業（大黒モニュメント設置）216万6,000円でございます。これにつきましては契約を3月31日の工期に向け進めておりましたが、大型立体造形ということで製作には詳細なデータが必要であるにもかかわらず、そのデータ資料が写真のみという事態で大幅におくれることとなったことにより、年度内完成ができなかった委託料216万6,000円を翌年度で実施するために繰り越すものでございます。

続きまして、7款土木費、3項河川費、河川改修事業540万円でございます。これにつきましては柏尾地内の河川改修工事に係るもので、契約後3月31日の工期に向け進めておりましたが、河川改修の工法等について関係者協議に多くの時間を要したことにより、年度内執行ができなかった工事費540万円を繰り越しして翌年度で実施をいたすものでございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、水位計等情報システム整備事業1,075万円でございます。これにつきましても契約後3月31日の納期に向け進めておりましたが、システム整備に必要な機器の部品が不足しているという事態が生じたために納期がおくれることとなったことにより、年度内完成ができなかった委託料1,075万円を繰り越しして翌年度で執行するものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正。地方債の変更でございます。25、水位計情報システム整備事業でございます。事業費の最終の見込みにより補正をいたすものでございまして、530万円を減額し限度額を1,070万円にするものでございます。これにつきましては、緊急防災・減災事業債でございます。これによりまして、限度額の総額につきましては21億5,440万6,000円でございます。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきますので8ページ、歳入をお願いいたします。

2、歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税51万2,000円の増額でございます。これにつきましては、揮発油税と地方道路税の国税2税でございます。そのうち42%が市町村道の延長、面積に応じて交付されるもので、譲与税の確定により増額をいたすものでございます。

2項自動車重量譲与税193万4,000円の減額でございます。自動車車検証の交付時に自動車の重量により課税をされるもので、市町村にそれぞれ交付をされるもので、譲与税の確定により減額をいたすものでございます。

3款利子割交付金113万3,000円の増額でございます。預貯金の利子5%が県民税利子割として課税をされております。その収納額から事務費相当額を控除したものが各市町の県民税の割合に応じて交付されるもので、このたび交付額の確定により増額をいたすものでございます。

4款配当割交付金60万9,000円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金100万7,000円の増額。これら2つにつきましては、上場株式の配当そして譲渡益に対してそれぞれ5%が課税をされております。市町への交付割合につきましては、先ほど申しました利子割交付金と同様の交付がされており、交付額の確定によりそれぞれ増減をいたすものでございます。

6款ゴルフ場利用税交付金177万6,000円の減額でございます。ゴルフ場の利用税として県民税が課税をされておまして、その10分の7に相当する額が市町に交付されるもので、交付額の確定により減額をいたすものでございます。

7款地方消費税交付金195万円の減額でございます。消費税8%のうち1.7%が地方消費税で、そのうち2分の1が各市町の人口等により交付をされるもので、交付額の確定により減額をいたすものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。8款自動車取得税交付金585万3,000円の増額でございます。自動車の取得に対して県税として自動車取得税が課税をされております。その95%の7割相当が市町の道路の延長、面積に応じて交付をされるもので、交付額の確定により増額をするものでございます。

10款地方交付税1億2,510万円の増額でございます。これにつきましては特別交付税でございます。普通交付税で補足をされない特別の財政需要に対して交付をされ

るもので、交付額の確定により増額をいたすものでございます。これによりまして、特別交付税の交付額の総額は5億7,510万円でございます。

11款交通安全対策特別交付金24万5,000円の減額でございます。交通安全対策を推進する施策の一環として、道路交通法に定める交通違反の反則金を原資に各市町の交通事故の件数によりそれぞれ交付をされるもので、交付額の確定により減額をいたすものでございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、8節災害救助費負担金4万2,000円の増額でございます。これにつきましては災害救助費繰替支弁費交付金というところで、平成30年7月の西日本豪雨の災害により神河町につきましては災害救助法適用自治体ということになってございまして、それを受け避難所開設で支出した費用について交付金が交付をされるということで、それに申請をしており、このたび額の確定の通知があったことから増額をいたすものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1億2,558万6,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の専決補正の財源調整、そして特別交付税を初めとした歳入の増加により減額をいたすものでございます。これによりまして、平成30年度末の残高見込みにつきましては12億3,873万5,000円でございます。

20款諸収入、5項雑入149万7,000円の減額でございます。これにつきましては、市町村振興宝くじサマージャンボの交付金の額が確定したことにより減額をいたすものでございます。

21款町債につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続きまして、10ページ、歳出をお願いいたします。

3、歳出。8款消防費、1項消防費、4目災害対策費525万円の減額でございます。これにつきましては、水位計情報システム整備委託料で最終支出見込みにより減額をいたすものでございまして、これにより事業費委託料については1,075万円で、これを翌年度に繰り越す予定といたしておるところでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。9ページの特別交付税が1億2,510万円ふえた。非常にありがたいし喜ばしい話やと思うんですけども、これの詳細なルール計算は非公表ということは知っておるんですけども、大きな金額ですんで神河町のこういう施策に対していただけたとか、何かそういう分析ありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。毎年なんで

すけども、特別交付税につきましては副町長ヒアリングがございまして、そのときにいろんな事業の説明をいたしながら、特別な財政事情について説明をしてきているところでございます。それを県の市町振興課が取りまとめ各市町の協議をするわけですが、特に神河町については兵庫県で一番小さい町というところの中で、非常に地域創生を初めとして頑張っている。そして、県の施策においても限りなく協力をしていながら事業を執行しているというところも評価をしていただきながら、この間、市町振興課長と県知事の査定の中で特別交付税の増額をしていただいているという状況でございまして、これにつきましては大変財政的にも喜んでいるというところでございます、今後も財政事情についてはしっかりと県のほうにお伝えをしながら、支援をしていただけるように努めていきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。副町長ヒアリングで特殊財政事情を兵庫県に訴えて、それが認められた成果ということでお聞きしたんですけども、もしよろしかったら、そのヒアリングの中での県当局とのやりとりの中で特徴的なことがありましたらお教え願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。副町長ヒアリングにおきましては、副町長を初めとして総務課長、私そして病院というところで参加をさせていただいております、その部分で今申し上げましたように地域創生の中で特に人口減少の部分で町独自で設定をいたしている事業、そして目玉となるスキー場の整備など、そして道の駅の整備というところの中で県と協議をしながら実施をしてきたというところの評価もございまして、それと病院の運営というところが一番小さい町が病院を抱えているという状況の中で、県のほうといたしましても非常に苦しい状況はわかっているというところの中でヒアリングを受けさせていただきながら、そういうところを中心をお願いをしてきたというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほか、ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。繰越明許費のことで少し確認というかお伺いしたいんですけども、事務事業の計画的な執行という立場でお尋ねをしたいんですが、農林水産業費の道の駅管理運営事業の大黒モニュメントの設置について、先ほど財政特命参事のほうからは大規模なモニュメントでありながら基礎となる資料として写真しかなかったというような、それでおくれたんだという状況の説明は聞いたんですけども、この事業の着手と工期、それとどうしても繰り越しせざるを得ないとされた判断の時期、それを教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。澤田議員さんの質問

にお答えさせていただきます。

まず、財政特命参事のほうから原型がなく、写真のみからの復元というか製作ということでおこなわれてきたということがあります。契約をしたのが、平成31年2月15日に着手しているということで、それから打ち合わせをさせていただいて3月末の予定では動いてはいたんですが、その原型があってそれを3Dスキャナーで撮っての復元であれば間に合っていたということが最終的にはわかったんですが、写真からの復元ということでどうしても間に合わないということで、工期というか繰り越しをさせていただいたということでもあります。

その点について、事前にわかっておればもう少し早く発注もできてたかもしれませんが、どうしても事務的なところもありまして2月の発注ということになってしまいました。最終的には5月10日に完成をしているということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 今、課長のほうから状況の説明があったんですけども、最初の質問の趣旨でも言いましたようにやはり年度末になってのいわゆる着手であったということで、おくれざるを得ない状況というふうになってきたと思うんですね。ですからこの3月末での繰越明許費というのが専決で出てくるということ自体が、その事業の執行管理というか、そういう部分をもう少ししっかりとやっていただきたいなど。例えば早くから状況がわかっているのであれば、3月定例会での提案というのも可能であったと思いますので、今後この事業だけじゃなしに新しい年度の事業につきましても計画的な事務事業の執行と管理をお願いをしておきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） その事務事業の執行に関しましては、先ほど言われましたとおり今年度、令和元年度以降もしっかりと管理していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。先ほどの吉岡議員の関連でわかれば結構なんですけど、特別交付税、市川町とか福崎町の金額的なもんはわかりますか。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。今、資料は持ち合わせておりません。今後それぞれ決算統計をする中で各県下の情報が入ってきますので、その時点でまたお知らせができると思いますので、そのときまでちょっとお待ちをいただければと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。澤田議員の質問と関連するんですが、消防費の水位計の情報システムの繰越明許の補正なんですけど、これは7カ所の水位計の分で、先ほど財政特命参事の説明では部品が不足がわかって3月31日までに完了しないので繰越明許の補正をしたということなんですけど、じゃこの分の契約の時期がいつであって、ほんでその段階での完了分の内容を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。三谷議員からの御質問の雨量計等のシステムの繰り越しの件についてでございますが、契約につきましては3月の11日ということでございます。非常に年度末押し迫ってからの契約となってしまったわけでございますけども、このシステムの発注に当たりましては雨量計や水位計の更新費用の発注につきまして少し仕様書の作成に時間がかかったことと、あと発注をいたしました株式会社オサシ・テクノスというところでございますが、このシステム会社は気象情報提供システムのウェザーニューズ社と直接連動の情報のやりとりを行っているところでありまして、これまではケーブルテレビ局にあるサーバーを介して情報を発信しておりましたが、今回はケーブルテレビのシステムを使わずにクラウド方式のシステムを使うということにしておりました。このクラウド方式をウェザーニューズとの連携ができるのがオサシ・テクノスだけだったということでございますが、ほかにも他社で同様な扱いができないものか、また価格の競争ができないものかといった調査に少し時間がかかったものでございまして、契約が少しおくれたしまったということでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。今、私、改めて同じ関連で質問させてもらったんですがね、澤田議員も言いましたように事業の執行管理という話が出てました。先ほどの大黒茶屋のモニユメントはあれ2月15日に契約して、3月31日の中で写真か何かないということに3月31日ずれたという話なんです。

一方、今聞きますと、この水位計の情報施設の契約は3月11日ですよ。5号の提出日が3月1日なんです。ということは2月の中旬以降に大体の見込みが立っているので、きっちりした執行管理をしておれば3月1日、一般会計補正予算の5号の中でこの繰越明許の承認案件が出てきたんじゃないかと思うんですが、3月11日である程度2週間以内でこれだけの重要なことが完了するという見込みでされたのかどうか。財政特命参事にお聞きしますが、その辺の予算の執行管理というんですか、その辺についてはどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどから繰越明許に係る契約の時期が遅いというようなところの中で、執行についてどうなんだというところでございますが、これにつきましては全くそのとおりだと私も思っており

まして、その事業の執行については当初予算を組んで以降それぞれの担当者が事業の計画に基づいてそれぞれ執行していく。そして年度末には完了するというのが基本でございます。

ただ、いろいろの事情がございますので、その辺は考慮いたしたといたしましても、そういう部分でいいますとしっかりとそれぞれの担当者、担当課が事業の執行については管理をしていただきたい。そのように思っているところでございまして、最終的には年度内にできなかったものについては3月の定例の補正において繰越明許というところで、財政のほうから事業の執行の部分で繰り越しをする必要があるものについては提出をしてほしいというところで、毎年お願いをしているところでございます。

今回の件につきましては、契約が3月11日というところでございまして、当然3月の議会定例会には間に合わなかったという部分がございますので、どうしても専決で繰り越しということにせざるを得なかったというところが本来でございます。そういう部分でいうと少しイレギュラーな部分もございすけれども、本来的からいいますともう少し早い段階で発注をしていきながら年度内に完了というのが基本になりますので、今後におきましてはその点をしっかりともう一度各課に通知をいたしながら、執行管理を十分にさせていただけるようお願いをしていきたい、このように思います。

○議長（安部 重助君） ほか、ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 報告第1号

○議長（安部 重助君） 日程第5、報告第1号、平成30年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成30年度の繰越明許費の18事業につきまして繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは詳細説明をいたしますので、一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

3月定例会で可決をしていただきました繰越明許費15事業、そして先ほど承認をいただきました専決補正の第6号の3事業、合わせまして18事業の財源内訳を報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費の会計年度任用職員制度例規整備事業は令和2年4月1日施行の会計年度任用職員制度の条例制定に向けての業務委託料で、繰越額は26万円で全額一般財源でございます。

同じく企業誘致事業（貸工場整備）は貸し工場の敷地造成及び進入道路の工事費で、繰越額は1億1,950万5,000円で、未収入特定財源として地方債1億380万円、そして一般財源1,570万5,000円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費の道の駅管理事業（大黒モニュメント設置）は繰越額216万6,000円で、全額一般財源でございます。

同じく地籍調査事業は国の第2次補正により追加のあった山林部の現地調査に係る事業費で、繰越額は2,332万2,000円で、未収入特定財源として県支出金2,048万2,000円、そして一般財源284万円でございます。

2項林業費の林地崩壊防止事業は昨年7月の西日本豪雨により崩壊した上岩地内の山腹の復旧に係る事業費で、繰越額は836万2,000円で、未収入特定財源として県支出金571万5,000円、その他受益者分担金174万円、そして一般財源90万7,000円でございます。

6款商工費、1項商工費のプレミアム付商品券事業は国の第2次補正により配分のあった10月からの消費税引き上げに伴う地方の消費喚起のために発行するプレミアム付商品券に係る事務費で、繰越額は103万4,000円で、未収入特定財源として全額国庫支出金でございます。

同じく大河内高原整備事業（峰山高原スキー場環境整備）はゲレンデの湧き水対策の工事費で、繰越額は474万4,000円で、未収入特定財源として地方債470万円、

そして一般財源4万4,000円でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費の道路橋梁維持改良事業（道路橋梁補修）は町道2路線で区要望として実施をしており、繰越額は2,700万円で、未収入特定財源として地方債2,600万円、そして一般財源100万円でございます。

同じく道整備交付金事業（町道神崎市川線）は繰越額1,915万円で、未収入特定財源として国庫支出金885万6,000円、地方債800万円、そして一般財源229万4,000円でございます。

同じく道整備交付金事業（町道神崎市川支線）は繰越額1,765万円で、未収入特定財源として国庫支出金875万6,000円、地方債850万円、そして一般財源39万4,000円でございます。

続いて、裏面をお願いいたします。同じく町単独町道改良事業（町道作畑新田線）は辺地対策事業として実施をしており、繰越額は2,181万8,000円で、未収入特定財源として地方債2,160万円、そして一般財源21万8,000円でございます。

同じく社会資本整備総合交付金事業（橋梁長寿命化修繕工事）は繰越額1,930万円で、未収入特定財源として国庫支出金945万4,000円、地方債980万円、そして一般財源4万6,000円でございます。

3項河川費の河川改修事業は1カ所で繰越額は540万円で、全額一般財源でございます。

8款消防費、1項消防費の水位計等情報システム整備事業は繰越額は1,075万円で、未収入特定財源として地方債1,070万円、そして一般財源5万円でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧事業は昨年7月の西日本豪雨により被災した田2カ所、畑1カ所の復旧に係るもので、繰越額は440万円で、未収入特定財源として県支出金253万1,000円、その他受益者分担金として18万5,000円、そして一般財源168万4,000円でございます。

同じく農業施設災害復旧事業は昨年7月の西日本豪雨により被災した水路1カ所及び頭首工3カ所の復旧に係るもので、繰越額は1,680万円で、未収入特定財源として県支出金1,148万7,000円、その他受益者分担金として10万9,000円、そして一般財源520万4,000円でございます。

同じく林業施設災害復旧事業は昨年7月の西日本豪雨により被災した林道4カ所の復旧に係るもので、繰越額は450万円で、未収入特定財源としてその他受益者分担金100万円、地方債240万円、そして一般財源110万円でございます。

2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は昨年7月の西日本豪雨により被災した町道、河川の復旧に係るもので、繰越額は4,400万円で、未収入特定財源として国庫支出金1,761万円、地方債2,470万円、そして一般財源169万円でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額につきましては一般財源の

合計額の欄の4,100万2,000円でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第1号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第6 報告第2号

○議長（安部 重助君） 日程第6、報告第2号、平成30年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度神河町一般会計事故繰越しに係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定によりまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは詳細説明をいたしますので、一般会計事故繰越計算書をお開きください。

9款教育費、5項社会教育費の文化財保存事業（県指定文化財保存整備費等補助金）でございまして、これにつきましては平成29年の台風21号で被災した吉富の春日神社の復旧修理に係るもので、平成30年3月定例会において平成29年度神河町一般会計補正予算（第9号）の繰越明許費として可決をしていただきました。平成30年度の支出負担行為額2,993万8,000円、支出済み額970万円、支出未済額2,023万8,000円で、翌年度へ繰り越す額は支出未済額の2,023万8,000円で、全額一般財源でございます。

繰り越し理由につきましては説明欄の記載のとおりでございまして、平成30年7月の豪雨災害により部材の調達が困難となったために年度内完成が困難になったことから、事故繰越となるものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第7 報告第3号

○議長（安部 重助君） 日程第7、報告第3号、平成30年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

平成30年度から進めております簡易水道統合整備事業の膜ろ過浄水場更新整備工事の資材入手困難により令和元年度への繰り越し事業としたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。報告第3号、平成30年度神河町水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。

平成30年度神河町水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、神河町生活基盤耐震化等補助金（水道施設関連事業）、予算計上額1億4,719万3,200円、支払い義務発生額1億1,436万円、翌年度繰越額3,283万3,200円、財源内訳は国庫補助金で616万4,000円、企業債で2,660万円、損益勘定留保資金で6万9,200円、不用額はゼロ円でございます。この工事は、昨年10月末に神鋼環境メンテナンスと契約した膜ろ過設備更新工事でございます。岩屋の浄水場、下田の浄水場、比延浄水場、大山浄水場の設備を更新するものでございます。膜内自動弁等の工事資材の入手困難と機器の試運転調整ができないことにより年度内完成が無理

と判断し、繰り越し事業といたしました。

以上が繰り越し内容及び繰り越し理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第8 報告第4号

○議長（安部 重助君） 日程第8、報告第4号、平成30年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

平成30年度から進めております大河内浄化センター長寿命化整備事業が一部機器の入手困難により令和元年度への繰り越し事業としたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。それでは、報告第4号、平成30年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明申し上げます。

平成30年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書をごらんください。地方公営企業法26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、大河内浄化センター長寿命化整備事業、予算計上額1億535万円、支払い義務発生額4,435万円、翌年度繰越額6,100万円。財源内訳は国庫補助金で3,355万円、企業債2,740万円、損益勘定留保資金5万円、不用額はゼロ円でございます。

この工事は、神河町と日本下水道事業団とで建設工事委託に関する協定を締結し、日本下水道事業団の発注により実施設計、工事をする業務でございます。

下水道事業団とは2カ年契約で3億9,500万円の契約をしており、そのうち平成3

0年度分は1億535万円の工事予定としておりましたが、一部機器の入手困難により年度内完成ができなくなりました。具体的に申し上げますと、今回の工事につきましては電気設備と水処理設備の工事で、水処理設備と電気設備はセットで行う工事となっております。水処理機器も受注生産の特殊な機器となっておりますので、年度内完成が無理となりましたので翌年度に繰り越しを行うものであります。

以上が繰り越し内容並びに繰り越し理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第4号については以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第9 報告第5号

○議長（安部 重助君） 日程第9、報告第5号、専決処分の報告の件（支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について）でございます。

水道料金において、未収金の回収対策として姫路簡易裁判所において支払い督促の手続を実施いたしました。その後、相手方から異議の申し立てがあり、通常の民事訴訟への移行となりました。この場合、民事訴訟法第395条の規定により、通常訴訟へ移行したため議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、一定額以下の訴訟提起については地方自治法（昭和22年法律第67号）の第180条第1項の規定により、町長の専決処分とさせていただきました。

なお、本件については、令和元年5月28日に決定の告知がございました。告知から2週間以内に異議の申し立てがなければ和解と同一の効力となります。異議申し立て期限が6月10日までとなっております。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓でございます。それでは、報告第5

号について詳細説明を申し上げますので、専決処分書をごらんください。

本報告は、神河町の私債権で未払水道料金請求事件として姫路簡易裁判所において民事訴訟法による通常訴訟の経過、相手方との訴訟状況について報告するものでございます。

本請求事件の相手方は市川町在住の女性で、水道料金が滞り再三の催告にも応じなかったため、私債権等滞納者に係る支払い督促申し立て取り扱い要綱により平成31年3月11日に支払い督促による申し立てを行いました。その後、3月27日付で相手方から異議申し立てがあり、訴訟となりました。

神河町としては未払い分の一括支払いを申し立てましたが、相手方から分納の申し出があり、現在訴訟継続中であります。

なお、本来は支払い督促から民事訴訟法の通常訴訟へ移行した段階で議会の議決が必要となりますが、支払い督促制度を機動的かつ実効的に利用するため、地方自治法第180条第1項、議会の委任による町長の専決処分事項第3号、私債権等の滞納に起因する金銭の支払い請求を目的とする訴えの提起、和解及び調停でその金額が60万円以下のものに関するこの規定に基づき、報告するものでございます。

以上が詳細説明でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いたします。

日程第10 報告第6号

○議長（安部 重助君） 日程第10、報告第6号、平成30年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第6号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、平成30年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。

この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の平成30年度事業報告書及び計算書類によりまして詳細説明をいたしますので、まず1ページをお開きください。

まず、事業の概要でございます。平成30年度における新たな土地の取得につきましては、1町1件、これは太子町の分でございます。土地取得面積が334平方メートル、事業費2,361万7,000円となっております。土地の処分につきましては1件、これは市川町でございます。1,186万円でございます。この1,186万円につきましては、平成30年度で処分が完了いたしております。この結果、年度末の借入金の残高は2,361万7,000円となっております。

次に事業収支でございます。2年連続の赤字というところで、損失額は1万3,625円となっております。この損失につきましては当年度末未処分利益剰余金を処分して翌年度繰越金剰余金を1,958万6,549円としているところでございます。

2ページにつきましては、今申し上げました事業の概要につきまして数字を表であらわしたものでございます。

続いて、3ページをお開きください。財務の概要でございます。まず収益的収入及び支出でございます。収入で事業収益、公有地取得事業収益につきましては1,193万769円でございます。これにつきましては1町1件分、市川町が町からの買い戻しによる金額でございます。

続いて、事務費収益11万8,085円でございます。これにつきましては、平成30年度で新たな土地取得に係る事務費でございます。土地の取得費の0.5%が事務費になるというところで、平成30年度の土地取得が2,361万7,000円ですので、その0.5%相当分でございます。

2、事業外収益といたしまして受取利息、まず基本財産利息につきましては各12町の出資総額1,800万円に係る利息が2,380円です。そして、預金利息といたしまして未処分利益剰余金に係るものが2,154円で、合わせまして4,534円ということで、収益的収入の合計につきましては1,205万3,388円でございます。

続いて、4ページ、支出でございます。事業原価、公有地取得事業原価1,193万769円で、これにつきましては、1町1件分、市川町の部分で金融機関への償還金でございます。2、販売費及び一般管理費につきましては、これらの事業の必要経費ということで、旅費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金にそれぞれ支出した経費13万6,244円でございます。収益的支出の合計につきましては、1,206万7,013円でございます。これら収益的収入、そして支出の差し引きの当期の純利益につきましては1万3,625円のマイナスということで、損失でございます。

続いて、5ページをお開きください。5ページにつきましては、資本的収入及び支出

でございます。まず収入で、資本的収入で借入金、長期借入金につきましては、平成30年度で新たな土地の取得がございましたので、それに係る金融機関からの借入金ということで、2,361万7,000円、そして支出ということで、資本的支出、公有地取得事業費で2,361万7,000円で、これにつきましては地権者への支払いということでございます。2、長期借入金返済金につきましては1,186万円で、これにつきましては1町1件分、市川町が買い戻しをいたしました元金相当に係る部分でございます。合わせまして資本的支出の合計は3,547万7,000円となっております。

続いて、6ページの(2)借入金の概要でございます。期末残高につきましては、1町1件分、太子町の部分で2,361万7,000円の借入金残高となっております。

続いて、少し飛んでいただいて13ページをお願いいたします。13ページにつきましては、平成31年3月31日現在の公社の財産目録でございます。まず資産の部、1、流動資産、1、預貯金につきましては3,758万6,549円、2、公有用地につきましては、1町1件分、太子町の分で2,361万7,000円、合計で6,120万3,549円でございます。続きまして、負債の部、1、固定負債、1、長期借入金、これにつきましては、1町1件分、太子町の分で、2,361万7,000円でございます。それぞれ資産の部、負債の部を差し引きいたしました正味資産につきましては3,758万6,549円でございます。その内訳につきましては、12町の出資総額が1,800万円、そして利益剰余金が1,958万6,549円となっております。

最後に、17ページをお開きください。17ページ以降につきましては、令和元年度の事業計画と資金計画が載っております。新たに令和元年度で土地取得を行う事業計画につきましては、現在のところありません。

以上で詳細説明は終わりたいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

報告第6号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第11 第54号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第54号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成31年4月1日から施行されたことに伴い、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第54号議案の説明をさせていただきます。

このたび令和元年10月1日からの消費税率の引き上げが行われることに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、世帯課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われるなどを重点に、税制改正による各種の法律が3月29日に公布をされました。これらの改正に伴い、今回、神河町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表により説明をいたしますので、新旧対照表をごらんください。今回の改正におきましては、5条立てとなっております。また、専決処分によることから、施行日等、全て平成の表記となっておりますことを申し添えておきます。

まず、新旧対照表の1ページ、下ほどでございます。まず、第1条による改正でございます。第34条の7につきましては、個人町民税の特例控除の措置対象を総務大臣が指定する都道府県等への寄附金としたもので、それを特例控除対象寄附金とする改正でございます。いわゆるふるさと納税に関する部分になってございます。

次に、2ページ中ほどから3ページ上ほどにかけてでございます。附則第7条の3の2につきましては、住宅借入金特別控除に係る特別特定所得対価に消費税が8%ないし10%は課されている場合を指します、をした場合の控除期間の拡充をする改正が第1項に示されております。と、住宅借入金特別税額控除に係る申告要件を廃止、第2項を廃止とする改正でございます。

具体的には、適用年度を平成43年度までとしておりましたものを平成45年度までに改正をいたしております。今回対象となりますのは、居住開始、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住開始した者に適用いたしております、3年延長をするものでございます。建物購入価格の2%とローン残高の1%を比較して少ないほうの額を控除する内容となっております。第2項の廃止につきましては、住民税課税をいたしまして最初の通知を差し上げるまでの間、その申告による控除があっ

た場合も控除を適用とする内容の改正になってございます。

次に、3ページ、中ほどになります。附則第7条の4につきましては、法第314条の7の改正に伴う規定の整備でございます。中身的には、第2項が第11項に移ってございます。

3ページ下ほどから4ページ下ほどになります附則第9条につきましては、寄附金による申告特例の対象を特例控除対象寄附金とし、地方団体の長を都道府県知事等とする等の規定の整備でございます。いわゆるワンストップ特例の部分になってございます。34条の7に伴うものでございます。

4ページ下ほどから5ページ上にかけてでございます。附則第9条の2につきましては、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとする改正でございます。これにつきましてもワンストップ特例の部分でございます。34条の7に伴うものでございます。

続きまして、5ページ上ほどから7ページ上ほどにかけてになります。附則第10条の2につきましては、地域決定型地方税制特例措置に関連する、いわゆるわがまち特例と言われる部分でございます。固定資産税の特例適用内容と課税標準の特例割合を定めたものでございます。うち、今回、改正の第1項につきましては、水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液の処理施設に対する固定資産税の課税標準の特例割合を3分の1としておりましたものを2分の1に改正するものでございます。第4項につきましては、雨水貯留浸透施設で特例割合を3分の2といたしておりましたものを4分の3に改正するものでございます。以下、第5項から第26項につきましては法律改正に合わせて規定の整備を行っております。

次に、7ページ中ほどから9ページ下にかけてでございます。附則第10条の3につきましては、高規格堤防の整備に伴い移転補償を受けた者が、同地地域内に取得した建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものでございます。第7項から第13項につきましては、政令改正等に合わせた改正でございます。条ずれをしておる部分でございます。

次に、9ページ下ほどから12ページ上ほどになります。附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例についての改正でございます。重課、いわゆる税の上乗せでございます。13年経過を平成31年度に限ったものとし、平成29年度改正分の軽課、税の軽減部分ですが、それを削除いたしております。第2項につきましては電気自動車等を指しております。第3項は燃費基準の1を指しております。第4項は燃費基準2を指しております。

続きまして、12ページ中ほどになります。附則第16条の2につきましては、附則第16条の改正に伴う規定の整備を行っております。項の変更でございます。

次に、第2条による改正でございます。13ページになります。第36条の2につき

ましては、町民税の申告の記載事項の簡素化をする改正でございます。年末調整における控除額の合計と同額であれば、内訳を要しないとした内容となっております。

次に、13ページ中ほどですが、第36条の3の2につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書、給与分でございますが、記載事項の追加をするものでございます。

次に、14ページ上ほどから15ページ上にかけてです。第36条の3の3につきましては、単身児童扶養者の扶養親族申告書、こちらは年金分に当たります。記載事項の追加をするものでございます。

次に、15ページ中ほどになります。第36条の4につきましては、第36条の2の改正に伴う規定の整備をするものでございます。

15ページ、下ほどになります。附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割について、平成31年10月1日から1年間非課税とする臨時的規定でございます。環境性能割と申しますのは、所得税にかわるものになってございます。

次に、16ページから17ページ上ほどにかけてになります。附則第15条の2の2につきましては、附則第15条の2を新設したことによる条ずれをいたしております。環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものでございます。環境性能割の賦課徴収に関して適用者の認定について、国土交通大臣の認定等に基づく判断とすること、また、偽り、不正による申告納付がされた場合の規定の適用、また、第3項の規定の適用がある場合の加算の規定をうたっております。

次に、17ページ上ほどになります。附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率を1%減とする臨時的軽減の規定でございます。この中で言います特定期間と申しますのは、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの1年間でございます。15条の2と同じでございます。

次に、17ページ中ほどから19ページ上ほどにかけてになります。附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例についての改正でございます。重課、13年経過の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課を規定したものでございます。

次に、19ページ中ほどから20ページにかけてでございます。附則第16条の2につきましては、軽自動車の種別割の賦課徴収の特例について新設したものでございます。先ほど申し上げた部分と同じでございます。種別割の電気自動車や燃費基準の認定について国土交通大臣によるものとする、また、偽り、不正による申告納付がされた場合の規定の適用、第3項の規定の適用がある場合の加算の規定をうたっております。

次に、第3条による改正でございます。21ページになります。第24条につきましては、個人町民税の非課税措置の対象者として単身児童扶養者を追加するものでございます。先ほどから申し上げております単身児童扶養者の内容でございますが、児童扶養手当法に規定する父、母のうち、婚姻をしていない者または配偶者で生死が明らかでない一定の者を指しております。国のほうで言われております、いわゆる子供の貧困対策

としての対策となってございます。

続きまして、21ページ中段から22ページ上ほどにかけてになります。附則第16条につきましても、軽自動車税のグリーン化特例についての改正で、平成34年度分及び平成35年度分の軽課の対象を電気自動車等に限った上で新設をした規定となっております。

次に、22ページ中ほどになります。附則第16条の2につきましても、附則第16条の改正に伴う規定の整備を行っております。

次に、第4条による改正でございます。23ページから24ページにかけてです。平成28年改正条例第1条の2につきましても、規定の整備を行ったものとなっております。これにつきましては、平成28年改正規定を平成29年に改正をし、さらに今回整備を行ったものとなっております。

次に、第5条による改正でございます。25ページから27ページにかけてになります。平成30年改正条例第1条についてでございますが、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置について規定するものでございます。その他、所要の規定の整備を行っております。

ここにつきましては、平成30年度税制改正において、平成32年4月1日以後に開始する事業年度から大法人について電子申告を義務化するとの改正が行われたところでございます。この創設に当たっては、インターネット障害や災害などによる電子による提出が困難な場合が想定されることから、税務署長の承認により書面提出を可とする措置等がうたわれてございます。大法人という部分につきましては、資本金1億円以上の法人を指してございまして、法人町民税におきましては、均等割、第5号法人以上のことを指してございます。当町におきましては約30社が対象となっております。また、電子情報処理組織でございますが、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム、いわゆるeLTAXのことを指してございます。

28ページの上になりますが、平成30年改正条例附則第1条並びに第2条につきましては、法律改正に合わせて規定の整備を行ったものでございます。この条例は、原則、平成31年4月1日施行とするものでございますが、ただし、各条文ごとの施行期日は附則において定めておるところでございます。

別紙に改正概要をつけさせていただいております。また、軽自動車税の改正につきましては、少しわかりにくい点もあろうかと思いますが、参考資料の1として、本年5月の納税通知を差し上げましたときのチラシのコピーをつけております。また、参考資料2につきましては、今回の改正の内容を表でお示しをさせていただいておりますので、参考とさせていただきたいと思っております。

以上、第54号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいた

します。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑につきましては午後からさせていただきますので、ここで暫時休憩をいたします。再開を13時10分といたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

第54号議案、神河町税条例等の一部を改正する条例について先ほどから説明がございました。

これについてこれから質疑を受けます。質疑のある方、どうぞ。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。1点教えていただきたいんですが、附則第10条の3の改正関係ですね。この内容につきましては、高規格堤防による建てかえの減税措置ということなんですが、この高規格堤防という定義を教えてくださいのと、あと、この条文が神河町で該当してくるような事例が発生するのかどうか、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。この高規格堤防といいますのは、河川法等に基づくものでございまして、堤防の幅を広げてする工事を想定されているように説明を聞いています。その堤防を広げて、そこにもともと御自身の例えば建物がありまして、堤防の設置が終わった後に、もう一度その同じところに住居を構えるという場合のことを想定されたものであるというところでございます。

もう1点ありましたか。（「神河町で」と呼ぶ者あり）

神河町については、なかなかそこまでの堤防のものはないかなとは思いますが、一応このわがまち特例の部分については、ある意味たくさん条文があるんですけども、なかなか神河町には適合しないようなところがあるんですけども、郡内とも毎回打ち合わせ等をさせていただくんですが、一応地方税法の改正であるので、同じように改正をさせていただいておるというところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第12 第55号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第55号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成31年4月1日から施行されることなどに伴い、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長兼滞納整理特命参事（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第55号議案の説明をさせていただきます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正でございますが、地方税法の一部を改正する法律など一連の法改正がされたことによりまして、昨年度に引き続き、低所得者等への軽減制度の拡充を図ることが主な改正点でございます。

それでは、新旧対照表によりまして説明をいたしますので、ごらんをください。第2条、課税額につきましては、第2項において基礎課税分の課税限度額を58万円から61万円に引き上げを行ったものでございます。

次に、第21条、国民健康保険税の減額につきましては、低所得世帯の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。被保険者及び特定同一世帯所属者の

人数に乗じます所得額の変更でございます。具体的には、同条第2号中の5割軽減世帯につきましては27万5,000円から28万円に、同条第3号中の2割軽減世帯につきましては50万円から51万円に引き上げるものでございます。

次に、附則第20項、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免の特例につきましては、旧被扶養者、この旧被扶養者でございますけれども、社会保険等の加入者が後期高齢に移行したことに伴い、その扶養から外れて国保に加入された65歳以上の方の軽減措置を指しております。この旧被扶養者に係る応益割、均等割、平等割のことを申します、を資格取得から2年間減額とし、応能割合、所得割の部分です、については当分の間、減免するという改正となっております。

なお、この条例は平成31年4月1日から施行し、改正後の規定につきましては平成31年度からの年度分に適用いたします。

以上、第55号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第13 諮問第2号

○議長（安部 重助君） 日程第13、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第2号の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

平成28年10月1日から人権擁護委員をお務めいただいております井上智博様が、令和元年9月30日をもって任期満了となります。

井上智博様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございますので、このたび、引き続き法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を賜りたく諮問するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。人権擁護委員の推薦につきまして御説明をいたします。

まず、人権擁護委員は、人権擁護委員法に市町村の単位に置くものと義務づけられております。この法律の1条には、目的として、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚を図るためとされ、第2条では、委員の使命として、基本的人権の侵犯に対し、監視、救済、速やかに適切な処置をもって自由人権思想の普及、高揚に努めるとされ、第6条、委員の推薦及び委嘱では、法務大臣が委嘱し、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦するとされ、第9条、委員の任期は3年とされています。

推薦をします井上智博様は、現在63歳で、昭和54年4月に岡山市立三勲小学校に赴任されたのを皮切りに、平成28年3月末に福崎小学校校長として退職されるまでの37年間の長きにわたり学校教育現場で力を注いでこられました。また、平成28年4月から3年間、神河町中央公民館長としてお務めをされています。性格も温厚で、地域住民からの信頼を厚く、かつ人権感覚においても高い資質をお持ちです。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をいたします。

なお、経歴等を添付いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

ここでお諮りいたします。諮問第2号、被推薦者、井上智博氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であることの意見を提出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、井上智博氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第14 第56号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第56号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、現在、超高齢社会における地域包括ケアシステムの充実が叫ばれている中、在宅サービスの需要がふえており、当かんざき訪問看護ステーションにおきましては、医療保険、介護保険制度にあります在宅での療養生活が安心・安全に継続できるよう、24時間対応の窓口として、看護師が当番制で公用の携帯電話を家に持ち帰り、夜間においても電話対応や場合によっては訪問を行っております。今回、夜間対応していることによる夜間業務手当として1回2,000円を支給いたしたく、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。それでは、第56号議案の詳細説明をさせていただきます。

現在、かんざき訪問看護ステーションでは、土日、祝日においても職員の勤務割により365日、在宅におきます利用者さんへの対応をいたしております。また、夜間におきましても365日電話当番制による対応を行い、場合によっては深夜であっても患者様宅を訪問し、看護業務を行っており、昼間の勤務を終えた後、夜間の患者対応といった業務を行っております。電話当番につきましては、午後5時15分から翌日の午前8

時30分までで、肌身離さず公用の携帯電話を携帯し、利用者様や家族の方の相談に答えたり、ケアマネや施設からの電話も入り、その都度記録をとっております。

また、場合によっては夜間に利用者様宅に訪問するなど、過去3年間におきましても年間約50回の呼び出しもあるなど、職員の負担もかなりございます。県下の訪問看護ステーションの対応といたしましては、全てではありませんが、夜間業務に対する手当2,000円から4,200円の支給をされております。

以上のことから、当かんざき訪問看護ステーションにおきましても、夜間待機業務に従事する職員に1回につき2,000円を支給、なお、年末年始の6日間につきましては5,000円を加算いたしたく、本条例の第13条の第2項に追加規定をいたすものでございます。

この条例の施行は、令和元年7月1日からの施行といたします。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。数点お尋ねをしたいと思います。

まず、先ほどの説明でしたら、今の夜間待機業務というんですか、電話を家に持って帰って利用者さんの対応をしてるという分の話が、今、過去、年50回ですか、ということは、3年以上ほど前からこのような運営というか、運用をされていたのかなと思うんですが、なぜ今まで条例改正をせずに現在に至ったかという話です。そして今回この条例改正を提案するに至った経緯、背景というんか、その辺がどうなのかということです。実際このようなことについて、訪問看護ステーションの職員と合意ができていのかどうかという点が1点ございます。

また、現在、少し説明ありましたように、相談に乗る、また、場合によっては利用者さん宅まで訪問看護に行ってるというような状況がありましたので、そのような分、これは、このような制度をつくってますよというのが訪問看護ステーションの全利用者さんにこのようなことが周知されてるのか。恐らくこういう介護保険施設ですので、重要事項説明書というんですか、もしくは契約書の中でこういうことがあって全ての利用者さんが御存じで、このような対応の中で年間50回というような数字が出ているのかということです。

もしも現段階で全ての利用者さんが知ってないということになれば、今後こういう非常にありがたい制度ですので、この活用がふえるということになれば看護師さん等の回数がふえる、それからまた、拡大するという可能性があるわけですね。特に訪問看護ステーションの事業の範囲は、旧の香寺町から生野町までですんで、非常に広い範囲です。

そういう中で、たまたま当番に当たった看護師さんの居住によっては、ましてや利用者さんの家まで訪問看護に行かなければならないとしたときに、非常に長距離の移動等がある中で非常に負担がかかってくるんじゃないかと思うんですが、これによって職員の負担がかかってくることも当然私は想定するんですが、この辺の分も含めてどのような検討をされたかということです。

それからもう一つは、3回しか質問ができませんので、たくさん言うて申しわけないんですけど、あと、これ職員という表現がしてあります。訪問看護ステーションの中には、看護師さん、それから理学療法士とか、それから作業療法士、言語聴覚士ですか、それとケアマネさんとか事務職がおりますので、その中で訪問看護は医療関係の分もしてしますので、今のこの電話を持って帰ってるということを考えてるのは看護師さんだけなのか、もしくは訪問リハという部分の可能性も出てきますので、それについてはそういうOT、PTにも持って帰らすというふうなことを考えておられるのかということです。

次は、訪問看護ですんで介護保険施設ですんで、介護保険による介護報酬が入ってくると思うんです。このような体制というか、夜間業務という、これは緊急訪問看護というような加算の対象になつとると思うんですが、現に今、加算を取られているかどうかということです。もしも取っておられるならそれでいいんですが、今から取るんだというような方向性なのかです。場合によっては、当然、今後、今取っていないという状況であれば、これらのことで相当の金額もふえます。また、手当もふえますので、私の考えとしては、今回の補正予算の中に介護報酬の増、それから職員手当の増というような補正予算が出てもいいのではないかなというふうに思っています。

それから、もう1点は、これ多分加算、全て仮定の話しかしてないんですが、もしも加算が取れるとすれば、この分については、当然1割もしくは2割の利用者さんの負担がかかってくるんじゃないかと思うんですが、それについても、利用者さんの家族等についてはどのような説明をするということを考えているかということでございます。

それから、もう一つは、多分最低は3年前からこのような事業の運用をしておりますので、当然今まででしたら看護師さんはそういう電話も持ち帰って対応されてます。当然この手当は出すべきやと思うんですが、今回の条例は7月1日からの施行ということなんです。確かに遡及という部分は難しいかもしれないんですが、最低限、この令和元年度、平成31年の4月1日までにさかのぼって施行するような条例を考えるべきじゃなかったかと思うんですが、その辺も含めての今回条例の改正に当たってのお考えをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 病院、藤原総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。まず最初の質問でございますが、3年ほど前からということで、私、実績を申し上げました。呼び出し手当につきまして実績を申し上げました。確かに過去からそういった呼び出し対応というようなことで業務を行っております。

す。委員会のときでも、訪問看護ステーションの利用状況の説明をさせていただくところなのですが、年々ふえてきております。利用者さんもふえてきておりますし、訪問回数もふえてきております。

過去からなぜこういった支給を考えなかったのかというところはあるんですが、近年、特にそういった今申しあげました利用者の数、それからまた、利用回数といったところでの回数がふえてきた、また、夜間における電話もふえてきたというようなところで、確かに以前からもそうなんですが、1回電話あろうがなかろうが、電話を持って帰ってることの精神的な負担、体力面での負担というのは当然あろうかと思うところなんですが、今回改めて訪問看護のほうの職員の数につきましても、何とかふやしてもらいたいというようなところの要望も上がっている中でこの時期になったんですけども、追加の規定をさせていただいたところでございます。

それから、ちょっと質問がたくさんありましたので飛んでしまうかもわかりませんが、24時間の周知、契約書の関係のところなんですが、利用者さんとの契約の際には、当然この24時間の対応というようなところのお話をさせていただいておりまして、現在、約100名近くの方と契約しているところでございます。

それから、改正文の中で職員と書いておりますが、この職員につきましては、看護師のみということでございます。現在は看護師のみの職員という考えでございます。

それと、介護保険の報酬の関係でございますが、まず介護保険の報酬では緊急時訪問看護加算というものがございまして、それから医療保険のほうでは24時間対応体制加算というものがございまして、1日5,740円という形で報酬が入ってまいります。電話があろうがなかろうがというところで、契約している段階でこの金額が入ってまいります。

それから、予算の関係でございます。補正予算の関係でございますが、先ほど申しあげました加算というものは当初予算の中に組み込んでおりますので、今回は補正対応ということはいたしておりません。

それと、この夜間業務に係る2,000円の予算の関係でございますが、現予算の中で対応するというところでございますので今回補正は上げてないんですけども、休日業務は確かにございますので、そういった部分で当初予算には36万の予算を上げております。また、緊急の呼び出しの手当につきましても30万を上げておりますので、この合わせて63万ですか、この金額の中で今年度分につきましては今回追加します手当の額は賄えると判断して、補正予算を上げておりません。

それから、遡及の関係なんですが、今回7月1日施行ということでございます。人事院勧告の場合でしたら、既にある手当等の規定がさかのぼってということで、金額がふえることによって4月にさかのぼって遡及という形をとっているところでございますが、今回新たな規定というふうなところで7月1日とさせていただいております。本来、気持的には4月1日にさかのぼるが、私ども個人的にはさかのぼって支給してやりたいという気持ちはございますが、7月1日の施行というところにさせていただいたところ

でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 済みません、2番、三谷でございます。ということは、契約書の中にこういう制度がありますよということは既に全利用者さんにお知らせをしてるということなので、今回新たにこの条例改正によってこういう制度ができましたということの説明は多分ないかと思imasので、基本的には、社会的な状況は別として、今回のこの条例改正によって、夜間の電話とか、それから訪問看護がふえるという状況にはないという、そのような判断をしておけばよいかということが1点と、あと、介護報酬のふえる分、こういったものは月5,740円じゃないかと思うんですが、1日5,740円と言われましたので、ちょっとそれは確認をお願いしたいのと、この5,740円につきましては当初予算に組んであるということでしたので、既にこういう加算を取る届け出については県のほうに届け出を出しておられるのか、いや、もうずっと以前から出して、既にこれまでの過去の介護報酬の中にもこの加算分は含まれておりましたか、それはどちらか、その2点についてお願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。先ほど申しあげました報酬の関係ですが、一月5,740円でございます。申しわけございません。

それと、この加算の届け出なんです。県のほうは届け出をさせていただいております。18年4月から届け出をさせていただいております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。三谷議員に関連しての質問なんですけれども、今、職員については看護師のみということで対応してるということでしたが、実際、何名で対応されてるのかということと、実際、病院総務課長の説明の中に、状況によって訪問することもあるというふうにおっしゃいましたけれども、その訪問することに至る段階では、その対応された看護師さんのみの判断でそういうふうになされてるのかどうかというところ。

それと、これはあくまで夜間待機業務ですので、公用の携帯電話を持って帰ること自体がこの手当の対象だと思うんですが、実際に訪問する必要があるとなったときに、先ほど病院総務課長の三谷議員に対する答弁の中では、呼び出し手当の実績みたいなことをおっしゃったと思うんですが、その実際に訪問されるときには当然時間外勤務手当が支給されてると思うんですが、その根拠となるものがどこなのかという、例規上の定めがあるのかないかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。職員というところの看護師ですが、ただいま4名で待機業務を行っているところでございます。

それから、夜間電話があった場合、呼び出しといいますか、御自宅に訪問するというところの判断は看護師の判断でしております。

それから、先ほどの呼び出しの関係で、現在の規定の中では本特殊勤務手当条例の中の呼び出し業務手当というのがございまして、その中で支払いをしております。当然この規定の中では2,000円プラス時間外勤務手当ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3点目の、その呼び出しの手当の規定があるということなんですけど、これ「かんざき訪問看護ステーションに勤務する職員で」という第2項が新たに加わったんですけども、第1項に規定されている「公立神崎総合病院に勤務する職員で」という中には、この訪問看護ステーションに勤務する職員も含まれてることでの理解でよろしいんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。済みません、説明が足らなかったと思います。この特殊勤務手当の第9条の中で緊急呼び出し手当というものがございまして。この中の1項の第1号で、かんざき訪問看護ステーションに勤務する職員でということの規定がされております。

それと、今回追加させていただく分につきましては、第13条の休日夜間業務手当、この中で第1項につきましては、公立神崎総合病院に勤務する職員でということになっておりまして、今回この第2項ということで、「かんざき訪問看護ステーションに勤務する職員」というところの規定を追加させていただいたところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ちょっと私もその条例を見てなくて、第9条で緊急時呼び出し手当というのがあって、その中で、休日及び時間外に緊急のために呼び出しを受けて訪問看護業務に従事した職員というふうになるんですけども、この具体的な手当の額というか、それはどういう規定で支給されているんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長兼医事課長兼企業出納員兼経営強化特命参事（藤原 広行君）

病院総務課、藤原でございます。特殊勤務手当条例の第9条、緊急時呼び出し手当の第2項のところでは手当の額はとございまして、1回につき2,000円に時間外勤務手当を加算した額とするということで規定いたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 第57号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第57号議案、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例並びに神河町企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例並びに神河町企業誘致及び雇用促進条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、第1条につきましては、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例について、根拠法令となります企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（法律第40号平成19年5月11日）の一部が改正されたことに伴い、条例の題名並びに法律に規定された内容に改正するものでございます。

また、第2条につきましては、神河町企業誘致及び雇用促進条例において、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を引用しておりますことから、あわせて改正するものでございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、詳細説明をいたします。

本議案は、法律の改正があったことから、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例と、神河町企業誘致及び雇用促進条例の2つの条例を一括して一部改正を行うものでございます。

議案集をおめくりいただきまして、1ページの新旧対照表をごらんをください。まず、第1条による改正は、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の一番上の題名につきまして、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に題名が改正をされましたので、町の固定資産税の課税免除に関する条例の題名につきましても、法改正に合わせて改正を行うものでございます。

目的、第1条につきましては、法改正を受けて引用する法律名を改正するとともに、事業計画の名称を承認企業立地計画から地域経済牽引事業計画に改正、また、事業計画区域の呼び名を集積区域から促進区域に改正するなど、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の内容に合わせて表記を改正をするものでございます。

第2条の課税免除の規定につきましても、法の内容に合わせて先ほどの第1条と同様に、事業計画区域の呼び名を同意集積区域から同意促進区域に改めるとともに、引用条文を改正をいたしております。

2ページには、課税免除の内容を記載をしておりますが、課税されることになった年度から3年度分に限り、家屋、償却資産、土地に対して課税する固定資産税を免除すること自体に変更はございませんが、課税免除を受けるためには、まず町が法の趣旨にのっとり基本計画を作成し主務大臣の同意を得た上で、適用を受けようとする事業者が事業計画を作成し知事の承認が必要となることから、第1号で法第13条の事業計画の承認、第14条の事業計画の変更の規定に基づき、地域経済牽引事業計画の承認が必要であることを、また、第2号で、法第24条の規定は課税の特例の記載がある部分でございますが、主務大臣の確認を受けた事業者であることのいずれにも該当しなければならないことを規定をしております。法改正の内容に合うように一部を改正するものでございます。

次に、3ページは、第2条による改正として、神河町企業誘致及び雇用促進条例を改正するものでございます。奨励措置として、先ほどの地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例では、3年度に限り固定資産税を免除することとしておりますが、この企業誘致及び雇用促進条例は、法改正前から固定資産税相当額を奨

励金として5年間交付することとしております。改正部分は、固定資産税の課税免除を行った場合は、その額を奨励金額から差し引くことを規定した部分の引用条例の題名が変わることから改正を行うものでございます。

4ページ以降につきましては、規則改正について参考資料として添付をしておりますが、条例改正と同様に法の改正に伴い、題名の改正、引用条例名の改正、計画書の名称の改正や、様式中の条例名の改正などの変更を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

これより第57号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第57号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 第58号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第58号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることから、低所得者に対し保険料軽減を実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第58号議案について説明を行います。

先ほど町長が説明しましたとおり、令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられることから、介護保険料算定の所得段階のうち、低所得者層である第1段階、第2段階、第3段階の方に対し、令和元年、令和2年と段階的に介護保険料を軽減いたします。

なお、国が示す軽減後の標準的な賦課割合は、第1段階が基準額の45%から30%に、第2段階が63%から50%に、第3段階が75%から70%に軽減するものとなっておりますので、本町においても国が示す賦課割合に準じて改正を行います。

それでは、新旧対照表をごらんください。1点目は、第2条第2項から第6項において、元号を改める政令の施行に伴い、平成32年度を令和2年度に改めるものです。

2点目は、介護保険料の改正であります。第6項は、所得段階が第1段階の方で、令和元年度は2万6,100円、令和2年度は2万880円に軽減をいたします。第7項は、新設で、所得段階が第2段階の方で令和元年度は4万200円、令和2年度は3万4,800円に軽減をいたします。第8号も新設で、所得段階が第3段階の方で、令和元年度は5万460円、令和2年度は4万8,720円に軽減をいたします。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用、本年度介護保険料から適用とさせていただきます。また、この介護保険料軽減により発生する財源の不足につきましては、国から2分の1、県から4分の1の補助がございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第58号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第58号議案は、原案のとおり

可決されました。

日程第17 第59号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第59号議案、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、峰山高原スキー場が2シーズン目の営業を終え、指定管理者である株式会社マックアースから今シーズンのまとめの報告を受ける中で、峰山高原の最大の売りの一つでもある都市圏からの距離、アクセスのよさを生かし入り込み客を増加させるためにも、気軽に御利用いただける時間券の販売を行い、平日の入り込み客を獲得したいとの意見を伺い、役場内で協議の上、条例改正をするものでございます。

改正の内容は、リフト共通券につきまして、平日、土日、祝祭日とも半日券を午前、午後と区分をしておりましたが、利用客が気軽に利用しやすいようにしたいということで、購入時から利用できる4時間券への改正が主たる内容でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地域振興課商工観光特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

小林地域振興課商工観光特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。それでは、第59号議案について詳細説明を申し上げます。

先ほど町長が申し上げたとおり、入り込み客を増加させるために来場者が気軽に利用いただける時間券の販売を行い、平日の入り込み客を獲得したいとのことから、利用時間の変更等の改正、定額となっている小学生の利用料の改正と文言の整理でございます。

新旧対照表1ページをごらんください。まず、リフト共通券、平日券及び土日祝祭日券の半日券を午前と午後で分けておりましたが、どの時間帯に来ても気軽に利用できるように4時間券として営業時間内の4時間、リフト券購入時から4時間といたすものでございます。

次に、平日券及び土日祝祭日券の1日券の利用時間を午前8時から午後5時までといたしておりましたが、営業時間終了までといたしております。これは、ナイター営業日には1日券でナイターも使用できるよう範囲を広げるものでございます。また、リフト

授業券も1日券と同じ内容で、営業時間終了までといたしております。

次に、利用料の項目で、小学生の表現を子どもに変更し、子どもの定義を小学生と中学生にいたしております。改正後の備考に定義を示しております。また、利用料で平日の半日券1,500円を4時間券2,000円に、土日祝祭日の半日券2,000円を4時間券2,500円に改正いたしております。

次に、文言整理で、土日祝祭日券を、祭日の該当がないことから土日祝日券に変更いたします。次に、シルバーをシニアに表現を変更いたしております。この表現につきましては、条例制定時に議論をなされましたが、スポーツ関係や遊園地、また、娯楽施設などの表現を見ますと、シニアとの表現が多くなされていることから、今回変更するものでございます。

最後に、備考欄ですが、今回の改正に伴い、並びの変更と文言整理でございます。改正後の備考7の義務教育学校という文言につきましては小中一貫校、それから中等教育学校は中高一貫校を示しております。なお、消費税引き上げに伴う料金改正は、条例と現料金とのまだ余裕があるために改正は行っておりません。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第59号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第59号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 第60号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第60号議案、神河町貸工場用地造成工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町貸工場用地造成工事請負契約の件でございます。

本件は、貸し工場として整備する福本地内の2.456ヘクタールの土地の造成工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

造成工事により2段の貸し工場用地を整備することと、調整池の整備、進入道路工事、上下水道工事をあわせて実施するものでございます。造成工事を令和2年1月末までの期限で整備を行い、その後、建物の建築工事を実施し、令和2年8月末に全体の整備を終了する予定で、シイタケ菌床製造会社に貸し付ける予定といたしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。それでは、御説明を申し上げます。

まず、1ページをごらんください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。まず1、入札の状況、(1)入札の日時、場所及び工事名でございますが、令和元年6月3日月曜日午前8時55分から役場3階第3会議室におきまして、神河町貸工場用地造成工事の事後審査型条件つき一般競争入札を行いました。

次に、応札業者及び入札書記載金額でございますが、応札業者は10社ございました。開札の結果、株式会社吉田組が落札候補者となりました。予定価格は1億4,591万3,000円、最低制限価格は1億3,086万6,000円でございます。落札価格は1億3,280万円であり、請負率は91%となっております。(3)の契約金額は、消費税10%を加算した額で1億4,680万円でございます。本契約の御承認をいただきましたら、今日付で契約をする予定といたしております。

次に、2、契約相手方の経歴でございますが、工事出来高と資本金につきましては記載のとおりでございます。工期予定は、着手につきましては、先ほど申し上げましたように、議会で議決をいただいた日からということで、本日から完成は令和2年1月31日の予定でございます。

次の2ページには、株式会社吉田組の工事経歴書を添付しておりますので、ごらんおきをいただけたらと思います。

次の3ページには、工事概要をつけております。まず、全体計画でございますが、造成工事における開発面積は2.456ヘクタール、調整池工事が935平方メートル、進入道路工事は延長410.6メートル、上下水道工事は163.85メートル、下水道工事

は152.46メートルを予定いたしております。工事箇所は福本地内字福山奥でございます。敷地面積は、最終仕上りの平地部分の面積となりますが、上段が4,858平方メートル、下段部分が8,911平方メートルで、合計1万3,769平方メートルでございます。

工事の主な内容といたしましては、まず造成工事におきましては、整地工としまして、図面を5ページのほうにつけてございますので、あわせてごらんおきをいただけたらと思いますが、造成計画平面図の黄色い色の部分が切り土部分となりますが、2万8,000立方メートル、図面の緑色の部分が盛り土部分で、切り土部分で掘削しました土のうち1万6,200立方メートル分を流用して盛り土をいたします。

のり面工につきましては、切り土、盛り土により発生しますのり面整形で上部段と下部段ののり面が約9メートル程度、また、調整池ののり面整形が大きなものとなっております。これらののり面に植生工として種子吹きつけ5,520平方メートルを施し、のり面の崩落防止と緑化を行うことといたしております。

残土処分工の1万510立方メートルにつきましては、工事箇所周辺で残土処理を予定をいたしており、表土の3,110立方メートルは、他の場所で農地復元等に使用する予定といたしております。

カルバート工につきましては、5ページ図面の左下のところで、進入道路から造成地に入るところに谷川が流れており、内寸で1メートル60センチ角のカルバートを18メートルの間を施工する予定といたしております。

雨水排水施設工は、2段の敷地それぞれの外周に水路を配置をして雨水を調整池に入るように計画をいたしております。また、アスファルト舗装につきましては、造成敷地内の道路分として2,300平方メートルを予定をいたしております。

次に、調整池の工事でございます。6ページの図面をごらんをいただきたくと思います。図面の中央部分、調整池の底の部分になりますが、白いところの右隅に水たたきコンクリートがあり、青色で着色をしております水路を通過して2方向から造成敷地内の雨水が流入をしております。排水につきましては、対角の調整池の左上から福山川へ放流管を通過して排水をされます。右側の表の上にありますように、池の底からNWL（ノーマルウオーターレベル）、いわゆる通常満水位までは90センチ、HWL（ハイウオーターレベル）、計画高水位は池底から2.2メートル、HHWL（ハイハイウオーターレベル）、最高水位は池底から2.7メートルで、堤の高さは池底から3.4メートルの高さで計画をいたしております。のり面の仕上げは底のほうから接続ブロック張りで黄色い色の着色をいたします。その上の緑色の部分で芝生張りを計画をしており、堤頂部には侵入防止柵を設置をする予定といたしております。

次に、進入道路工事でございます。7ページに図面を添付をいたしております。図面の右側が貸し工場造成地、左側がグローリーのあったほうになります。図面の右側に記載をしておりますとおり、延長は410.6メートルで、5メートル幅員の道路を整備を

いたします。道路側溝としてU型側溝を209メートル、それらを排水する道路横断の管渠工を直径30センチから1.2メートルまでのサイズで5カ所を予定をいたしております。最終仕上げで1,870平方メートルのアスファルト舗装をいたす予定をいたしております。

最後に、上下水道工事でございますが、8ページには水道管の布設図、続いて9ページには下水管の布設図を添付をいたしておりますが、いずれも町道福山線から福山川を渡して既設道路内に水道につきましては直径50ミリの管を延長163.85メートル、下水につきましては直径150ミリの管を152.46メートル布設し、貸し工場の敷地の入り口まで引き込みをいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 9番、藤原です。1点お尋ねをします。

ただいま説明をいただきました残土処理の件なんですけども、その中で、表土という部分のただいまちょっと説明もあったんですけども、以前、農地ですので、表土というのは黒土の部分やろと思うんですけども、それを前の石堂町参事が以前説明もしていたんですけども、それについて、今回その3,100何立米の表土をどうされるのかというのを質問をしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

先ほども少し触れましたけれども、過去に町の関連する事業の中で、農地を適法に手続を経ずに転用したような事例のところがございますので、そういったところの復元に使用するというところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（9番 藤原 裕和君） 少し、そういう説明なんですけども、表土を持ち出すということでよろしいでしょうか。10トンダンプ何台分に相当されますか。場所、その表土をどこへ持っていかれるのか、どうされるのかというのを質問したいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

表土3,110立米、11トンダンプにしますと500台ぐらいにはなってくるわけでございますけれども、その部分を猪篠のほうへ搬出をする予定にいたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。関連して残土処理についてお尋ねした

いんですが、表土については、今500台の11トンダンプで持ち出しというふうにお伺いしたんですが、残る残土1万立米、これについては、工事箇所の近接にということやったんですが、具体的には、この図面の中ではどこにという図示はないんですけれども、現在わかってる範囲で状況を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

1万立米の部分につきましては、現在、設計上ではこの付近のところでの残土処理ということにさせていただいております。先ほどの委員会の報告の中にもございましたけれども、違う使用の仕方という部分での議員のほうからの意見もいただいておりますので、そのあたりにつきましては、もう少し調整をさせていただく中で最終的な方向性ということで、また委員会等も含めて結果を御報告をさせていただきたく考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） それでは、特に安全面、残土を積まれるというときに、雨の多い時期にもなりますので安全面を特に気をつけていただきたいなと思いますのと、先ほども表土の持ち出しだけで11トンダンプが500台というふうにお聞きしたんですけども、特にその工事始まりましたら、大型重機の搬入、また、この表土の持ち出しということで、たくさんの車両が福山線を通ることになります。地元への十分な説明、また、安全対策をしっかりとお願いしておきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

ありがとうございます。まだこれから契約候補者との打ち合わせということになりますけれども、また、あるいは役場内での打ち合わせも経た上でということになりますが、基本は、できれば神崎市川線のほうを通らせていただけるような工程が組めないかといったようなことを基本に考えております。できるだけ福山線を通らずに、地元の皆さんに迷惑のかからないような形での施工ができるようには努めてまいりたいと思いますし、そのことで安全についても一定確保がとれるのかなというふうにも考えておりますので、そのあたり調整をしながらという部分と、あわせまして、近日中に地元の皆さんにも工事の概要についての御説明もさせていただいて、御理解をいただくように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時40分といたします。

午後2時21分休憩

午後2時40分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第19 第61号議案

○議長（安部 重助君） 次に、日程第19、第61号議案、令和元年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、4月の人事異動、担当がえ、昇格、共済費掛け率の変更、再任用等による人件費の補正と、それに伴う特別会計繰出金の補正、ひょうご地域創生交付金の事業採択による増額、企画費では、兵庫県と共同で実施する移住支援金制度に係る移住支援金の増額、CATV管理運営費では、局舎改修工事に係る設計監理委託料の増額、老人福祉費では、兵庫県の防災と福祉の連携促進モデル事業の選択を受けたことによる県補助金、事業費の増額、農業振興費では、地域おこし協力隊1名の賃金、活動経費の増額、農地費では、農村地域の防災力の向上を図るための農村地域防災減災事業の採択を受けたことによる県補助金、委託料の増額、商工振興費では、プレミアム付商品券に係る事務費の補正、観光振興費では、フィルムコミッションによる映画ロケ誘致経費の増額、観光施設、グリーンエコー笠形改修工事請負費の増額、学校給食費では、県費での加配が受けられなかった栄養士の賃金の増額、今回の補正における財源調整として財政調整基金繰入金の減額等でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,763万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,763万5,000円とする
ものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審
議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、
第60号議案の説明をいたします。

5ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更でございます。
5、ケーブルテレビ局舎整備事業でございます。これにつきましては、局舎の改修工
事に係る設計監理業務にかかわる分の増額でございます。170万円増額の限度額を
2,350万円にするものでございます。これによりまして地方債の限度額を14億2,9
80万円にするものでございます。

続いて、事項別明細書で説明をさせていただきますので、8ページ、歳入をお願いい
たします。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金60
3万9,000円の増額、そして6目商工費国庫補助金264万6,000円の増額、これ
につきましては、子ども・子育て支援臨時補助金、そしてプレミアム付商品券事務費補
助金の増額でございます。いずれも10月から消費税が上がることに對しての国の施
策に係るものでございまして、需用費の増額とあわせて歳入を増額するものでございま
す。

続きまして、16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金2,905万1,00
0円の増額でございます。これにつきましては、ひょうご地域創生交付金でございまし
て、このたび県から内示を受けたことによる増額補正でございます。当初予算以降、県
のほうに申請をする段階で当初予算に計上をしていなかった部分の地方債を充当した事
業であっても、その地方負担額、交付税算入以外の地方負担額について対象とするとい
うことになりましたものですから、それを含めて申請をして内示を受けたということで、
今回増額補正ということでございます。

内訳を申し上げます。まず、当初予算で計上しておりました長谷駅利用促進に係る実
践事業につきまして173万円が51万9,000円減額の121万1,000円の内示、
そして木造インターンシップにつきましては250万円が75万円減額の175万円の
内示、そして就労支援システムに係るものにつきましては246万8,000円が74万
1,000円減額の172万7,000円の内示、そして町並み環境整備ということで、昨
年から続いております舗装に係る美装化という部分で、これが過疎債を充当した部分の
地方負担額に係るもので283万5,000円の内示、続いて、福本遺跡のガイダンス施
設については252万円の内示、続いて、企業誘致で貸し工場に係るものが2,495万

6,000円の内示ということで、合わせまして2,830万1,000円の増額で、ひょうご地域創生交付金の内示といたしましては3,499万9,000円の合計額で内示を受けております。申請は5,000万円でしたので、約7割の内示ということになってございます。

続きまして、ひょうごで働こう移住支援金75万円でございます。これにつきましては、兵庫県と共同をしながら移住支援事業を実施するということで計上いたすもので、対象事業費の4分の3を県から交付を受けるものでございます。

続きまして、2目民生費県補助金、2節老人福祉費県補助金20万円の増額でございます。これにつきましては、防災と福祉の連携事業補助金ということで、防災と福祉の連携による避難のための個別支援計画の作成、そして避難行動の研修等々を目的としたモデル事業に対する補助金でございます。

続きまして、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金110万円の増額でございます。これにつきましては、農村地域防災減災事業補助金ということで、農村の防災向上ということで、特に農業用ため池の安全確保を目的といたしまして、このたびはため池の諸元調査、これを6カ所、そしてため池のマップのデータ作成を15カ所行うための経費に対する補助金でございます。

続きまして、7目教育費県補助金、2節中学校費県補助金5万円の増額でございます。プロから学ぶ創造力育成事業補助金ということで、これにつきましては、さまざまな分野で世界的に活躍する兵庫ゆかりのクリエイターを学校へ呼びをし、中学生を対象にいろいろな経験や講話、そして実演をしていただくというところの事業に対する県の補助金でございます。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金679万3,000円の減額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整のため減額をするものでございます。これによりまして、令和元年度末の見込みにつきましては10億4,897万9,000円の見込みとなるものでございます。

続いて、9ページをお願いいたします。21款諸収入、5項雑入、2目雑入で8節雑入のうち、公営住宅退去修繕負担金でございます。122万7,000円の増額。これにつきましては、退去に係る修繕事業の部分でございます。これまでは町負担と退去者への負担をそれぞれ分けて徴収をし合わせて修繕業者に支払いをしていたものを、このたび調整を行いながら、公営住宅は町有財産であるというところの中から退去修繕については全て一旦町で支出をし、その後、退去者からその負担分を収入するというところの中で、今回改めて計上をさせていただいたところでございます。

22款町債につきましては、第2表、地方債補正で説明したとおりでございます。

続いて、10ページ、歳出をお願いいたします。

3、歳出。歳出全般にわたりまして人件費におきましては、4月の人事異動、各課の担当がえ等々による補正を行っております。また、特別会計への人件費の補正をする部

分で補正をいたしております。

なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明は省略をさせていただきますが、ここで21ページの給与費明細書をお開きください。21ページでございます。2、一般職、(1)総括というところで、一番上の表の区分の欄の比較の欄をごらんいただきたいと思います。上段が一般職員、そして下段が再任用の職員の関係となっております。

上段を申し上げます。給与費においては、給料につきましては283万1,000円の減額、職員手当につきましては190万5,000円の減額、そして共済費については146万円の増額、合計で327万6,000円の減額となっております。

もう一度10ページへお戻りください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。13節委託料でございます、システム改修委託料603万9,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳入のところで申しました10月以降の消費税に係る部分でございます、幼児教育・保育の無償化に係るシステムの改修の増額でございます。

続いて、11ページをお願いいたします。6目企画費の負担金、補助及び交付金100万円の増額でございます。移住支援金、これにつきましても、歳入のところで申しあげました県と共同で行う移住支援金でございます、この100万円につきましては2人以上の世帯が移住してきた場合の100万円ということでございます。ちなみに、単身の場合は50万円の支援金となっております。

続いて、12ページをお願いいたします。12ページの2款4項選挙費の2目参議院議員通常選挙費の20万円の増額でございます。これにつきましては、予算の組み替えとポスター掲示場設置撤去委託料等々の増額による補正でございます。あわせまして、歳入につきましても同額を補正をいたしておるところでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2目老人福祉費でございます。老人福祉費の8節報償費13万6,000円、11節需用費6万4,000円、合わせまして20万円でございます。これにつきましても、歳入で申しました防災と福祉の連携によるモデル事業に係るものでございまして、それぞれ事業を展開していくものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり対策費でございます、補正はゼロでございますが、11、需用費、14節使用料及び賃借料でそれぞれ予算の組み替えをいたしております。これにつきましては、地域おこし協力隊の活動経費に係る予算の組み替えでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費300万円の増額でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊1名分の増額でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。4目農地費110万円の増額でございます。これにつきましても歳入で申しあげました農村地域防災減災事業でございまして、ため池防災対策情報整備委託料というところで、ため池の諸元調査6カ所、そしてマップデ

一タの作成15カ所に係る経費でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。この中で、プレミアム付商品券事務費のそれぞれ予算の組み替え、増額をいたしておるところでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。2目観光振興費、9節旅費27万4,000円、11節需用費5万円、これにつきましては、フィルムコミッションによる映画ロケ地への誘致に係る経費の増額でございます。15節工事請負費400万円の増額、これにつきましては、観光施設グリーンエコー笠形改修工事請負費でございまして、グリーンエコー笠形の響の湯の貯湯槽、湯をためるタンク、それが経年劣化をしていることから、改修が必要になったことから計上をいたすものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費222万円の増額でございます。これにつきましては、修繕料というところで、既に退去に係る部分が8件、そして通常の修繕料を合わせて不足する見込みに対して今回増額をするものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。2目中学校教育振興費17万円の増額でございます。報償費16万5,000円、旅費5,000円、これにつきましては、プロから学ぶ創造力育成事業ということで、歳入の補正で申し上げた事業の展開に係る増額でございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費、9節旅費26万5,000円の増額、14節使用料及び賃借料5万円の増額、これにつきましては、来年6月に神河町で開催を予定されております全国愛瓢会に係ります関係機関との調整などの経費でございまして、その増額でございます。

続きまして、3目社会教育施設運営費委託料35万7,000円の増額でございます。これにつきましては、PCB配電機器処理業務委託料ということで、当初予算で見積もりをいただきながら計上をいたしたところですが、旧大山小学校に係るものでキュービクル内の単層変圧器の運搬費用が少し増額になったことにより今回補正をするものでございます。

20ページ以降には、それぞれ給与費明細書を添付しておりますので、ごらんおきいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。それでは、まず1点目、臨時・嘱託職員の雇用についてお伺いしたいと思います。

今、財政特命参事のほうからは、余り臨時・嘱託職員の雇用については説明がなかつ

たように思ったんですが、14ページの農業振興費、この分については地域おこし協力隊の新規の採用に向けてということなんですけども、これについては具体的なそのミッションは何なのかということをお伺いしたいと思います。

あと、16ページの観光振興費で1名だと思っんですけども、それと17ページの土木総務費で1名、それと19ページの学校給食費で、これは少し大きな額が上がってますので、何名なのかはわかりませんが、その何名かも含めて、今回、臨時・嘱託職員の雇用の増額補正に至ったその必要性ですとかそれぞれの業務の内容について、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。1点目の地域おこし協力隊のミッションでございますが、神河町の特産でありますユズの生産については、現在40戸、栽培面積で約7ヘクタールで栽培をされております。農家の方の高齢化が進み、後継者もない大変厳しい状況であります。ユズ栽培等を中心に町の特産物の継続、また、発展を目指し、地域農業の活性化の活動を行いながら定住、定着を目的としております。最終的には、新規就農者として農業経営で自立を目指すというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。あとの質問についてお答えをさせていただきます。

まず、16ページの観光の部分の臨時職員1名につきましては、商工観光課に配属をいたすもので1名でございます。そして17ページの土木については1名で、これにつきましては、それぞれの土木関係の用地取得に係る臨時雇用ということで、1名を配属いたしておるところでございます。そして19ページの学校給食費については1名分ということでございまして、これにつきましては、従来、栄養士については2名体制で、2名ともが県費の対応ということになってございましたが、ことし平成31、令和元年度につきましては、その期間が終了をしたというところの中で、1名が県の配分から漏れ落ちたというところで対象外になったということで、今回改めて町で雇用をいたすために計上をいたしているというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ありがとうございます。特に地域おこし協力隊、前々から申し上げてるんですけども、やはり今の説明では、最終的には農業の経営者としての自立を目指していただくと、そういうことだと思っんですけども、本来の地域おこし協力隊の趣旨を大事にいただいて、意欲あるそういう青年が来るわけですから、ちゃんと指導していただいて所期の目的が達成されますように今後もより一層の指導をお願いをしたいと思います。

続けてですけども、ちょっと別の部分で質問をしたいと思います。

新規事業について、新たに補助がついたり、採択された事業ということで、ひょうご地域創生交付金、これについては充当先がこの予算書ではわからないなと思ってたんですが、先ほど特命参事のほうから説明がございました。これにつきましては、当初いただいている事業計画書、目的、事業別の事業の説明書、この中身が変わってきますので、できましたら一覧にさせていただいて、充当先がわかるような、今、数字を申し上げられましたが、充当先の一覧をいただければと思います。

あと、防災と福祉の連携促進モデル事業、これにつきましては、老人福祉費の中で、個別避難行動、要支援者の個別避難計画をつくるんだということでお伺いしています。それと、農地地域防災減災事業の補助金については、農地費の中で先ほど説明があったように、ため池の調査あるいはハザードマップに反映させるデータの作成ということやっただけですけれども、このように年度途中で新たな事業が起こってきた場合、これについては我々、口頭の説明だけでは全然わかりませんので、当初予算では、当初予算の説明資料の中に先ほど言いました歳出の予算の目的別、事業別の対比及び財源内訳の一覧ということで、それぞれ財源内訳があったり、主な事業、また、主な事業の説明、そういう一覧表がそれぞれの事業ごとについてるわけですけれども、新たに起こった事業については、このような形で簡易なもので結構ですので、数行にわたってその事業の目的、事業の内容、財源等がわかるような資料を今後添付をお願いできないかなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。まず、1点目のひょうご地域創生事業の部分の当初から変更になったという部分につきましては、少し県へ申請をしている担当課と協議しながら一覧表もつくっていきたいと思います。それで、先ほど言いました地方債を充当をしている部分も対象になるというところで、3つほど事業を上げて交付金の内示をいただいております。その部分につきましては充当はしないで、一般財源化扱いということになってございます。改めて一覧表はつくらせていただきます。

続きまして、改めて当初予算以降、新しく出てきた事業の部分におきまして、その目的あるいは財源内訳の簡易的なものということなので、この今回載せております新しい事業については、月曜日の総務文教に間に合うように少し考えさせていただきたいと思います。また、今後こういうふうに出てくる部分につきましては、当初から少し簡易的なものをつくらせてもらって添付はさせていただきたいと、このように思います。

○議長（安部 重助君） ほかがございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。私のほうからは、16ページの観光振興費の19節、ヨーデルの森の下水道使用料補助金の171万1,000円の減額についてお尋ねします。

こちらは、当初の予算ではヨーデルの森の汚水を本管につないで、その使用料を補助金として支給するというものだったと思うんですけども、下水道の使用料っていうのはいわゆる固定金額だと思います。その固定金額の必要分だけ当初で計上されたものが、なぜこの6月議会できなり減額補正がされるのかなという不思議な現象が起きてますんで、その辺の説明のほうをお願いします。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課商工観光特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。小寺議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申されたとおり、本年3月から下水道管につなぐということで下水道の使用料が発生する、使用料が利用人数で決まることから、ヨーデルの森で来場者が年間12万人余りいるわけですが、その使用料を積算すると、月平均計算すると14万2,500円、12カ月で171万円になるということで補助金として計上をいたしておりましたが、上下水道課と調整をさせていただきながら、使用量から人数換算をして使用料を積算するという計算方法をとらせていただきまして、今までの浄化槽の維持管理費の範囲内でおさまるということから、今回補助金を減額をさせていただいたという形になっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。済みません、いま一つ説明がよくわからなかったんですけども、使用量から逆算をして人数を出したっていうその辺の説明がもう少しわかりやすくできませんか。

○議長（安部 重助君） 小林地域振興課商工観光特命参事。

○地域振興課参事兼商工観光特命参事（小林 英和君） 地域振興課、小林でございます。計算方法につきましては、水道メーターがついておりまして、その分からその月の使用量をはじき出すようにいたしております。それと、井戸水を使っている分がありますので、その利用人数を1人当たり5リッター程度見まして、それを足して基本料金として出しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。何となくはわかったんですけども、余りよくわからなかったんで、これで3回目になりますんで、できれば月曜日の総務文教でこれは付託されますんで、もう少し詳しい資料を添付していただいて、私、総務の委員になってませんから参加はしませんけれども、その付託される総務の委員会で総務委員の方が理解されるような資料と説明をぜひお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） 真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課、真弓です。ちょっと小林参事の説明を補足させていただきます。

先ほど言いましたように、使用水量というところで算定はしているわけですが、実は人数が変動するというところで従量制を来年4月に採用するところなんですけど、その基本料と使用水量1立方メートル当たり50円と、それから基本料3,000円という部分で計算をいたしまして、それを今現在の基本料3,450円と1人345円という部分で算定し直して請求させていただいてるところですので。わかりますか。わかりませんか。

○議長（安部 重助君） 先ほど資料の請求もあったんですけど、それ資料にまとめられますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、その資料を今度の総務文教常任委員会のときまでによろしくお願いいたします。

それでよろしいですか。

○議員（4番 小寺 俊輔君） はい。

○議長（安部 重助君） ほかがございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでしたら質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第61号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第20 第62号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第62号議案、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により増額補正をするもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金を増額補正についてもあわせて行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,108万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

- 議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。
なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。
-

日程第21 第63号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第21、第63号議案、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更により減額補正をすることで、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額補正についてもあわせて行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,833万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第64号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第22、第64号議案、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の職員の担当がえ、共済費掛け率の変更により増額補正をするも

ので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の増額補正についてもあわせて行うものでございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,120万6,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第65号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第65号議案、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第65号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の昇格及び共済費掛け率の変更に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で76万円を増額し、同額予備費を減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的収入の予定額で、町道山田・根宇野線の老朽化した水道管更新工事を行うために、企業債3,600万円増額、資本的支出では、共済費掛け率の変更により共済組合負担金で2万6,000円の増額、建設改良費で町道山田・根宇野線の水道管更新工事を行うために3,600万円の増額、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億8,330万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を78万6,000円増額し、4,056万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

真弓上下水道課長。

○上下水道課長（真弓 俊英君） 上下水道課の真弓です。よろしくをお願いいたします。

それでは、第65号議案、令和元年度水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。補正予算実施計画の収益的収入及び支出で説明いたします。1款1項4目総係費は、職員の昇格、共済費掛け率の変更に伴い、給料、手当、賞与引当金繰入額等を増額しております。

4ページをごらんください。4ページの4項1目予備費は、同額を減額いたしております。

5ページは、資本的収入及び支出でございます。町道山田・根宇野線、喜楽鉦業付近から根宇谷橋付近までの水道管が老朽化しており、漏水が多発して修繕を行っており、老朽管更新を早急に行う必要がございます。工事費の増額補正に当たり、財源として企業債で措置することとして、1款1項1目企業債を3,600万円増額しております。

6ページをごらんください。1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費では、共済費掛け率の変更により2万6,000円の増額でございます。2目施設費では、町道山田・根宇野線の老朽管更新工事のため、工事請負費を3,600万円増額いたしております。

7ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

8ページは、給与費明細書となっております。

以上で令和元年度水道事業会計補正予算書の詳細説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第24 第66号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第66号議案、令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動、共済費掛け率の変更に伴い総係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で1,012万

4,000円を増額し、同額予備費を減額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出の予定額で、共済費掛け率の変更により、法定福利費等で6,000円の増額、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億2,806万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を983万円増額し、4,217万9,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、あすから6月19日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから6月19日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月20日午前9時30分再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後3時30分散会
